不登校対応の手引き

～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～

平成15年3月
島根県教育委員会

はじめに

今日の我が国は、国際化、情報化をはじめ、価値観の多様化や産業構造の高度化など、社会情勢が急速に変化しつつあり、子ども達の状況にも様々な変化が生じてきています。

こうした状況の中で、不登校、いじめ、暴力行為、中途退学等の生徒指導上の問題は、現在の学校教育の大きな課題となっています。

とりわけ、不登校については、年々増加し続けており、平成13年度の公立小・中学校の状況は、全国で13万８千人を超え、本県においても1,034人と初めて千人を超え、憂慮すべき状況となっています。

このようなことから、県教育委員会では、不登校対策を最重要課題と位置づけて様々な施策に取り組んでおり、その主な取組としては、スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備促進、家に閉じこもっていることの多い児童生徒への支援、市町村設置の適応指導教室や民間のフリースクール等のネットワーク化促進への支援などがあります。

また、こうした不登校対策とならんで、教職員の生徒指導上の指導力の向上を図ることが重要であると認識しており、その方策の一つとして、平成６年３月に教師用指導資料「子どもの豊かな成長をめざして」－登校拒否の子どもの理解と援助－を作成しましたが、様々な状況の変化に伴い、児童生徒のおかれている状況や課題も多様化していることから、この度、新たに「不登校対応の手引」を作成し、全ての教職員の皆さんに配布することにしました。

この手引書は、目的に応じた活用ができるように、Ｑ＆Ａ方式で構成しておりますので、不登校に関する正しい理解に基づいた適切な指導・助言に、是非とも役立てていただきたいと願っています。

平成15年３月

島根県教育庁義務教育課長　西　智文
〃　高校教育課長　谷合俊一

「不登校対応の手引」

第１章　不登校についての理解と認識 …… 1
（Ｑ１）：不登校問題の解決のための基本的視点は、どのように捉えたらよいでしょうか。 …… 1
（Ｑ２）：（Ｑ１）の基本的視点第１の「誰にでもおこりうる」とは、どういうことでしょうか。 …… 2
（Ｑ３）：（Ｑ１）の基本的視点第２の「学校生活上の問題が起因する」とは、どのようなことでしょうか。 …… 3
（Ｑ４）：（Ｑ１）の基本的視点第３の「学校、家庭、関係機関、本人の努力等」のポイントを教えてください。 …… 5
（Ｑ５）：（Ｑ１）の基本的視点第４の「多様な方法を検討する」場合の視点について教えてください。 …… 6
（Ｑ６）：（Ｑ１）の基本的視点第５の「好ましい変化を積極的に評価する」とは、どういうことでしょうか。 …… 7

第２章　不登校の現状 …… 9
（Ｑ７）：不登校児童生徒数の現状、また、過去からの推移はどうなっているのでしょうか。 …… 9
（Ｑ８）：不登校はどのような原因やきっかけで起こるのでしょうか。また、時代背景とは関係あるのでしょうか。 …… 11
（Ｑ９）：不登校の子どもの心をどう捉えたらよいのでしょうか。 …… 12

第３章　日頃からの信頼関係づくり …… 13
（Q10）：「心の居場所」づくりのために、校内にどのような態勢を確立していけばよいでしょうか。 …… 13
（Q11）：日頃からの豊かな人間関係づくりは、どのようにしたらよいのでしょうか。 …… 16
（Q12）：普段から保護者との信頼関係をつくるには、どのようにしたらよいでしょうか。 …… 18

第４章　学校における不登校児童生徒への対応 …… 21
（Q13）：不登校のサインを見逃さないで早めに対応していくには、どうしたらよいでしょうか。 …… 21
（Q14）：病気理由で数日欠席していた児童生徒の保護者から「子どもが学校に行きたくない、と言っている。」との連絡が入った時、担任はどう対応したらよいでしょうか。 …… 22
（Q15）：不登校児童生徒に対して担任だけではなく、支援チームを組んで全体で対応するポイントには何がありますか。 …… 24
（Q16）：不登校児童生徒が学級にいる場合、他の児童生徒へのかかわりはどのようにしたらよいでしょうか。 …… 26
（Q17）：次のような訴えを受けた時に、どのような対応を心掛けるべきでしょうか。保護者から、次のような訴えの電話が担任あてにあった。「子どもが学校から帰って、明日学校に行きたくないと言っている。問いただすと、クラスのＡ男、Ｂ男に学校でいじめられる。今日は、『くさい、あっちに行け！』などと言われた。」「担任として、きちんと対応してほしい！」 …… 27
（Q18）：学校に行かない（行けない）状況が長期化し、家にいることが多くなった児童生徒の家庭を訪問する場合、どのようなことに気を付けたらよいでしょうか。 …… 30
（Q19）：不登校の児童生徒がさらに傷ついたり、不安が増したりすることを防ぐためには、どのような配慮が必要でしょうか。 …… 32

（Q20）：「学校に行きたい」という気持ちが本人や保護者から伝えられた時に、
担任はどのような配慮や支援をしたらよいでしょうか。…… 35
（Q21）：保健室登校等について、どう捉えたらよいのでしょうか。…… 37
（Q22）：不登校児童生徒の学習支援や評価の工夫には、どのようなことが考えられますか。…… 39
（Q23）：卒業を控えた児童生徒への支援や配慮には、どのようなものがあるでしょうか。…… 41

第５章　関係諸機関等との連携 …… 45
（Q24）：関係諸機関等には、どのようなところがありますか。その特徴は何でしょうか。
また、その関係諸機関等との連携はどのようにしたらよいでしょうか。…… 45
（Q25）：不登校の子どもをもつ親の会について教えてください。…… 48
（Q26）：不登校生徒の方向（進路）選択にはどのような事例があるのでしょうか。…… 50

第６章　対応の事例 …… 53
（事例１）：朝になると泣いて登校をいやがっていたが、母親とともに登校しながら
段階的に不登校の状態をなくしていったＡ男の事例（小１）。…… 53
（事例２）：集団になじめず不登校になったが、担任や級友との遊びを通して
相談室登校を始めたＢ男の事例（小４）…… 54
（事例３）：学級担任の生徒理解が深まり、登校を促すかかわり方から
柔軟な対応に切り替えたことで、少しずつ登校できるようになった
Ｃ男の事例（中１）…… 56
（事例４）：悪口メモを書いたと疑われ不登校になった中学１年生のＤ子が、
２年生の始まりを期に再登校できるようになった事例（中１）…… 57
（事例５）：校長を中心とした支援チームで対応したＥ男の事例（中３）…… 60
（事例６）：体調不良で欠席が続く中、相談機関でのカウンセリングを通して自分を見つめ直し、
進路変更したＦ子の例（高１）…… 62
（事例７）：進路に対する悩みで情緒不安定になり、担任の不用意な発言をきっかけに
不登校の状態になったが、周囲の励ましと本人の努力で卒業したＧ男の事例(高３）…… 64
（事例８）：部活動の顧問との人間関係がきっかけで、高校生活に意欲がもてなくなったＨ男が、
適応指導教室の相談員との関わりで再登校できるようになった事例（高３）…… 67

〔巻末資料〕
○　不登校に関する相談機関等一覧表
○　不登校関連通知

第１章　不登校についての理解と認識

（Ｑ１）　不登校問題の解決のための基本的視点は、どのように捉えたらよいでしょうか。

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場所であるはずであり、また、そうでなければならない。友達がいて、見守り、支え、導いてくれる教職員がいる。そして、友達と共に学ぶ喜びを知り、成就感や達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもある。

学校教育法第18条には小学校における教育の目標が示されており、第一項には「学校内外の社会生活の経験に基づき、学校における人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。」とある。

上記の教育の目標に照らすと、不登校は、学校における人間相互の関係が目標に沿っていない状況であり、また、自主及び自律の精神が尊重されていない状況であるともいえる。そうした意味において不登校は大きな教育問題であるといえる。

学校は、その目的、また目標を達成するためにも、不登校問題の解決に向けて最大限の努力を払っていく必要がある。

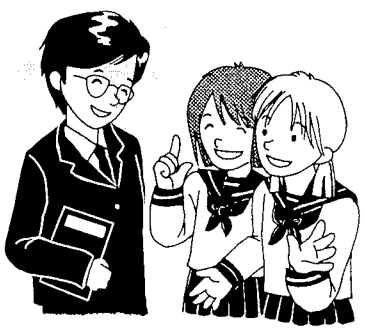

不登校問題に対応する上での基本的な視点

文部省は、平成元年７月に有識者による「学校不適応対策調査研究協力者会議」を発足し、不登校問題への対応に関する基本的な在り方について広く総合的・専門的な観点から検討し、平成４年３月13日に「登校拒否（不登校）問題について」の報告書（以下、「協力者会議報告書」という。）をまとめ、発表した。

この協力者会議報告書では、「登校拒否問題に対応する上での基本的な視点」として次の５つの視点が示された。（原文の「登校拒否」の語句を「不登校」と置き換えている。）

(1)　不登校は誰にでもおこりうるものであるという視点に立ってこの問題をとらえていく必要があること。

(2)　いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して不登校になってしまう場合がしばしば見られるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。

(3)　学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、不登校の問題はかなりの部分を改善ないし解決することができること。

(4)　児童生徒の自立を促し、学校生活への対応を図るために多様な方法を検討する必要があること。

(5)　児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであっても、これを自立のプロセスとし

てありのままに受けとめ、積極的に評価すること。

〔注１〕　不登校（登校拒否）の定義と表現

協力者会議報告書では、「登校拒否」を病気や経済的な理由など明らかに登校できない理由を除き、幅広く捉えることが適当であるとして、次のように定義している。

「登校拒否とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいは、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。」とした。

その後、教育関係者の間では一般的に「登校拒否」の表現が用いられていたが、平成10年４月の中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」（中間報告）で「不登校」の表現が用いられて以降は、教育関係者の間でも「不登校」が一般的になっている。

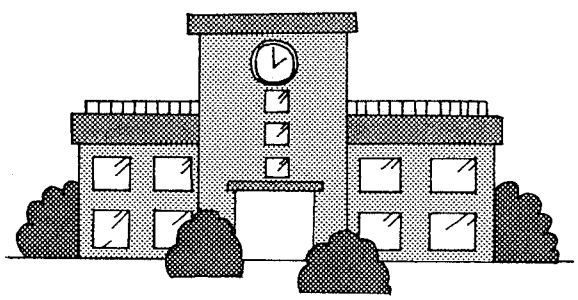

（Ｑ２）（Ｑ１）の基本的視点第１の「誰にでもおこりうる」とは、どういうことでしょうか。

不登校は、特定の児童生徒に特有の問題があって起こるものではなく、どの児童生徒もある程度共通して潜在的にもちうる「学校にいきたくない」という意識の一時的な表出として、誰にでも起こりうるということである。

平成12年２月に、小学校３・５年生及び中学校２年生を対象として県教育委員会（以下、「県教委」という。）が実施した「県内公立小中学校における学校教育に関する意識調査」において、「あなたは、学校を休みたいと思ったことがありますか。」の問いに対して、次のとおりの調査結果を得た。

学年	よくある(%)	ときどきある(%)	計　(%)
小　3	11.4	29.0	40.4
小　5	10.8	41.2	52.0
中　2	13.9	46.3	60.2

この調査結果から、半数前後の児童生徒が潜在的に「学校を休みたい」という思いをもっていること、学年が進むにつれてポイントが増加していることがわかる。

平成４年３月の「協力者会議報告書」以前には、不登校は、特別な個人の問題として捉えら

れており〔注１、２参照〕、そうした意味では、平成４年以降不登校の捉え方の転換がなされたといえる。

〔注１〕 不登校は、昭和30年代においては強い不安を伴い学校に行けない状態との捉え方から「学校恐怖症」と表現されていた。

昭和40年代になると、登校しない児童生徒には、必ずしもすべての場合について学校に恐怖の対象となる人物がいたり、あるいは事柄があったりして、それらを恐れて登校しなくなるのではないという考え方から、「登校拒否」という表現が用いられるようになった。

〔注２〕 昭和58年12月に文部省が発行した「生徒の健全育成をめぐる諸問題」では、登校拒否を症状の特徴から見た分類として、「神経症的症状を中心とするもの」、「消極的な性格の傾向に起因するもの」、「精神病の初期的症状と思われるもの」の３つをあげている。

（Ｑ３）（Ｑ１）の基本的視点第２の「学校生活上の問題が起因する」とは、どのようなことでしょうか。

文部省から委嘱を受けた現代教育研究会が平成10年度に実施した「不登校に関する実態調査（平成５年度不登校生徒追跡調査）」〔調査Ａ〕及び文部科学省調査「平成13年度における公立小・中学校における不登校の状況等調査」〔調査Ｂ〕では、不登校のきっかけとして、次のとおりの調査結果が報告されている。

不登校のきっかけとしての選択肢	〔調査Ａ〕 平成10年 **現代教育研究会調査(%)** ※不登校生徒が記入 〔複数選択回答可能〕	〔調査Ｂ〕 平成13年 **文部科学省調査(%)** ※学校が記入 〔１項目選択回答〕
友人関係をめぐる問題	45.0 ①	19.6 ①
教師との関係をめぐる問題	21.0 ③	0.8
学業の不振	27.9 ②	4.3
クラブ活動、部活動等への不適応	16.7	1.9
学校のきまり等をめぐる問題	9.9	2.3
入学、転編入学、進級時の不適応	14.4	3.1
家庭の生活環境の急激な変化	4.4	4.1
親子関係をめぐる問題	11.5	7.1 ②
家庭内の不和	7.5	3.0
病気による欠席	13.4	6.2 ③
その他	19.5	47.6
特に思いあたることはない	11.0	

〔調査Ａ〕は複数項目選択回答可であり、〔調査Ｂ〕は１項目選択であるため、２つの調査結果を単純に比較することはできないが、両調査から、学校生活上の問題が起因して不登校になってしまう場合がしばしばみられることを認識する必要がある。つまり、友人関係や教師との関係、学業の不振をめぐる問題等をきっかけとして不登校になるケースが調査上からも多いということが明らかになっているわけである。

また、（Ｑ２）でも紹介した「県内公立小中学校における学校教育に関する意識調査」での、「あなたは、学校を休みたいと思ったことがありますか。」の質問に対して、「よくある」あるいは「ときどきある」と答えた児童生徒の理由の中の主なものは次のとおりであった。

選択肢（複数選択可）	小学校（%）	中学校（%）
友達にいやなことを言われたとき	44.5	27.4
友達にいやなことをされたとき	42.8	23.4
苦手な教科の授業や行事があるとき	41.9	36.4
友達とけんかしたとき	28.8	18.7
勉強がよくわからないとき	24.3	13.1
部活動がうまくいかないとき		21.6
中間テストなどの試験があるとき		20.6

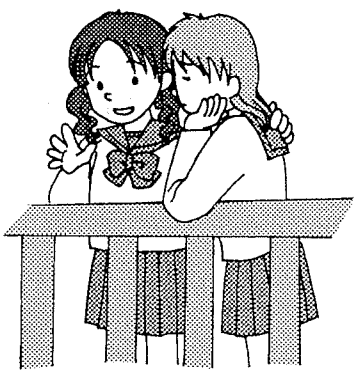

この調査から、児童生徒が、学校に行きたくないと感じる潜在的な理由として、友人関係をめぐる問題、学業に関すること等があげられている。

学校は、本来どの児童生徒に対しても、興味関心をひき出し、学ぶ楽しさと喜びを味わわせる中で、学習内容をしっかりと理解させることを目的とした学習の場であるべきである。よって、学習の遅れがちな児童生徒に対しては、多様な工夫・配慮をする必要がある。例えば、補充的な対応や習熟度別の対応を図るなどしながら、学ぶ楽しさ、わかる喜びを味わえるような工夫・配慮を行うことが重要である。

また、学校教育活動に自然とのふれあい、勤労体験、ボランティア活動、幼児や高齢者、また働く人との交流など、豊かな体験活動を積極的に取り入れていくことも大切なことである。

こうした学校教育の工夫や配慮は、児童生徒が大切にされているという実感を醸成するとともに、学校が「心の居場所〔注１〕」となることにもつながっていく。また、教師がこうした配慮を行うことによって、児童生徒との信頼関係を築いていくことにもつながっていく。

また、いじめなど、友人関係の中で起こる児童生徒同士の葛藤については、特に留意し、適切な指導を行う必要がある。また、他人への思いやりや生命・人権尊重の考え方が希薄になっているという風潮があることを考えあわせ、学校は、いじめをなくすように断固とした措置をとることに努める必要がある。さらに、いじめ問題の背景には、学校が児童生徒にとってストレスの多い場所になっていることがあり、学校に「ゆとり」をもたせるための工夫・改善に努め、児童生徒の中に、個性を尊重する態度や生命・人権を尊重する態度を育んでいく必要がある。

このような学校生活に起因する問題の解決にあたっては、学校がまず、自己点検、自己評価を計画的・組織的に実施し、教師一人一人の児童生徒理解の深化、指導方法の工夫・改善を図るよう努力することが極めて重要である。

〔注１〕　安心していられる場所、自分が自分でいられる場所

（Ｑ４）（Ｑ１）の基本的視点第３の「学校、家庭、関係機関、本人の努力等」のポイントを教えてください。

１　学校の努力

学校は、（Ｑ３）で述べた努力に加え、家庭との連携を図った対応に努める必要がある。

自分の子どもが学校に行かなくなった時、ほとんどの保護者は大きな驚きを感じるとともに、子どもに対してどのように接すればよいのか、また、学校とどう関わったらよいのかわからず、戸惑いを覚える。さらに、不登校が長期化すると次第に焦りが募り、いらだち、そしてそのような保護者の心理状態が子どもに影響して、ますます不登校が深刻化するといった悪循環を繰り返し、ついには保護者自身も心身ともに疲れきってしまうというケースも多い。

したがって、不登校の問題を解決する上では、学校の有り様を省みながら、保護者を学校として支え、共に悩み考えていく姿勢こそ重要である。また、その際には、学校は、本人や保護者の意向を聴きながら、関係諸機関やスクールカウンセラー、「親の会」等の助言を受けながら、家庭との連携を図っていくことも考慮する必要がある。

また、不登校を経験しない者の中には、不登校の児童生徒を特定の性格傾向をもつ者と捉えたり、家庭に原因があるように考えたりする例もみられる。したがって、不登校問題への正しい理解と認識について、また、学校の対応について、広く啓発を行うことも極めて重要なことである。

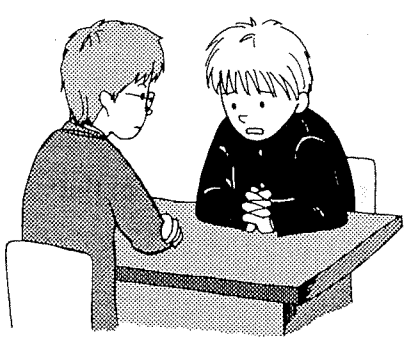

２　家庭等の努力

家庭や地域社会を取り巻く昨今の環境の変化は極めて大きい。少子化や核家族化の傾向は顕著であり、早くから自分の部屋を与えられるなど、家族同士がふれあう時間は減少している。また、テレビゲームに代表されるように遊びの変化により、子どもの行動パターンの個

別化傾向は顕著である。

核家族化、共働きなど家族の生活スタイルの変化に伴う、物理的な家族間のふれあいは減少を余儀なくされても、心理的な家族間のふれあいの工夫・改善への努力は惜しみなくする必要がある。

喜びや悲しみなどを共有できる一番身近な存在である家族の一体感は、生きる基盤となり、苦難に直面した時に、子どもの支えとなるものである。

また、不登校の早い時期に、関係諸機関等に相談することで、解決の糸口が見つかる場合もある。

なお、本人の努力は、学校や家族、関係者の理解と支えによって、子どもの中から生まれていくものであることを十分踏まえておく必要がある。

学校は、以上のことを踏まえ、本人はもとより、家庭への理解者であり支援者であるよう最大限努めることが、不登校問題の解決に向けて重要なことである。

※　関係諸機関等とは、教育センター、児童相談所、適応指導教室、親の会、フリースクール、スクールカウンセラー、民生・児童委員等のことをいう。

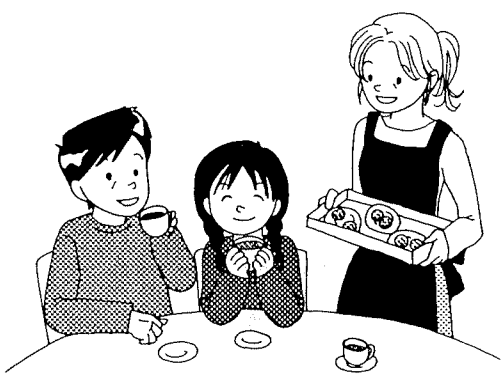

（Ｑ５）　（Ｑ１）の基本的視点第４の「多様な方法を検討する」場合の視点について教えてください。

不登校の児童生徒の状況は、教員や家族など大人社会に対する無言の抵抗なのかも知れない。または、友達関係に悩み苦しんだ末の緊急避難であるのかも知れない。学校は、児童生徒のこうした状況をサインと受け止め、不登校児童生徒を追いつめることのないよう十分留意しながら、家庭への支援はもとより、学校の指導体制の見直しの視点をもつことが大切である。

以下、２つの視点について例を幾つか紹介する。

１　不登校児童生徒や家庭への支援

(1)　家庭訪問による支援（学習支援、趣味の共有等）

(2)　電話、ＦＡＸ、メール等情報機器による連絡

(3)　スクールカウンセラー等心理の専門家によるカウンセリングの実施

(4)　フリールーム、ホットルームなど、教室以外の居場所の学校内への設置

(5) 放課後等の時間に不登校児童生徒への学習支援の機会の設定
(6) 関係機関の紹介
(7) 適応指導教室や民間の施設の紹介
(8) 同じ悩みをもつ保護者の出会いの場の設定や「親の会」の紹介
(9) 大学生等の年代の近い者の派遣

2　学校の指導体制の見直し

(1) いじめ、体罰、セクハラ等がないかの点検
(2) わかる授業への工夫・改善
(3) 学級内の人間関係づくりの見直し
(4) 教育課程に位置づけた体験活動の積極的な取組
(5) 学校と保護者の連携の見直し
(6) 人権教育の見直し
(7) 道徳教育の見直し
(8) 校内研修の充実
(9) 校内サポートチームの見直し
(10) 部活動の在り方の見直し
(11) 校則の内容・運用の見直し
(12) 関係諸機関等との連携の在り方の見直し

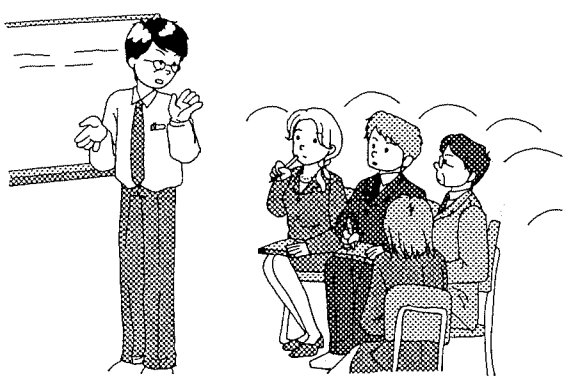

（Ｑ６）（Ｑ１）の基本的視点第５の「好ましい変化を積極的に評価する」とは、どういうことでしょうか。

不登校児童生徒は、状況を自分の心の問題であるとして、自分で自分を卑下したり自己嫌悪に陥ったりするなど、ネガティブな心情で過ごしがちであり、そのことが積み重なって、更に自信をなくし、また、人間不信に陥り、希望を失った状態になりやすい。

そうした子どもに対して、家族や教員がどのように関わり、不安を取り除いてやることができ、自信を回復させ、また、失った希望を取り戻してやれるかを考えていくことは重要である。

そのためには、学校や家庭をはじめとした、子どもをとりまく環境や状況を再点検し、改善を図る必要がある。また、同時に、不登校の現状をまるごと受け止める、例えるならマラソンの伴走者の視点で、子どもに寄り添い、子どもを横から見ていく視点が大切である。

家族や教員が理想を高くもち過ぎ「ねばならない思考」が強いと、ともすると上から見下ろし引き上げようとする視点で関わってしまいがちであり、結果として、子どもを追いつめるこ

とになってしまう。

子どもの現状を丸ごと受け止め、寄り添い、横から見ていく視点で関わっていくことで、子どもの小さな好ましい変化を評価できるようになる。その場合も、昨日の状態と比べて今日の状態をすぐに評価しようとするのではなく、１週間、あるいは１か月の後に以前の子どもの状況と今を比較しながら見ていく姿勢が重要である。

すると、例えば次にあげるような好ましい変化が見えてくるものである。

① 一時でも、明るくやわらいだ表情を見せるようになった。

② 身の回りのことを気にするようになった。

③ 自分で起きられるようになった。

④ 自分で、好きなこと（ゲームでもマンガでもよい）に取り組む状況が見えてきた。

⑤ 部屋に閉じこもりがちな状況から、居間等で家族と一緒にふれあう時間が少しずつ増えてきた。

⑥ 家族と一緒に、あるいは一人で外出できるようになった。

大切なことは、子どもを理解し、不登校を否定的に見ないことである。家庭が安心していられる温かい場所となっていれば、また、安心して学べるいろいろな場、方法があることを知れば、必ず子どもは元気を取り戻してくるものである。

そして、たとえ小さくとも好ましい変化が見えた時には、共に喜び、認めていくことが大切である。こうしたポジティブな関わりの積み重ねが、子どもの生活に、小さくとも確かな自信を取り戻していくことにつながっていくものである。

学校は、保護者との十分な連携のもと、こうした不登校児童生徒の変化を見守り支えていくことが、最も大切なことである。

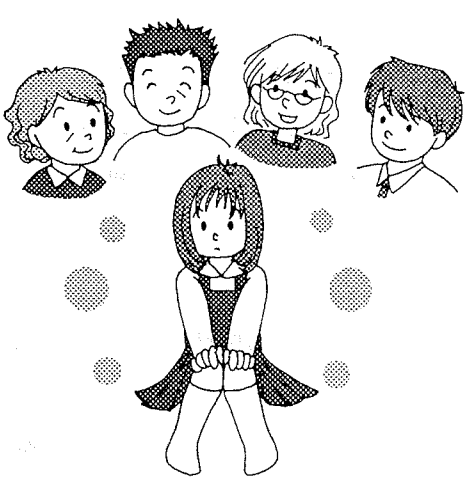

第２章　不登校の現状

（Ｑ７）　不登校児童生徒〔注１〕数の現状、また、過去からの推移はどうなっているのでしょうか。

１　小学校の現状

文部科学省が公立小中学校を対象に行った調査〔注２〕によると、島根県における不登校児童数の推移は右のグラフに示すとおりであり、全国と同様に増加傾向が続いている。

〔参考〕平成13年度の不登校児童数の状況

不登校児童数283人、全児童数に占める割合0.64％（全国0.36％）となっており、人数・割合ともに過去最高である。

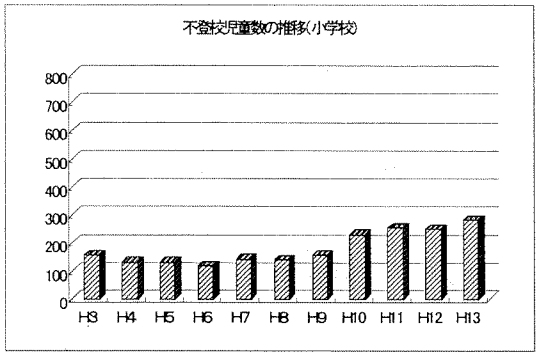

２　中学校の現状

小学校と同様の調査によると、不登校生徒数は、平成10年度から平成12年度にかけてほぼ横這いであったが、平成13年度は再び増加に転じた。

〔参考〕平成13年度の不登校生徒数の状況

不登校生徒数752人、全生徒数に占める割合2.99％（全国2.81％）となっており、人数・割合ともに過去最高である。

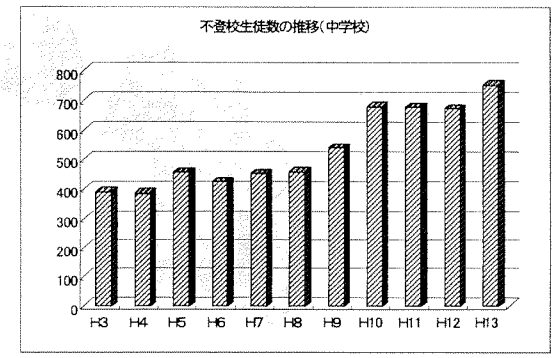

３　高等学校の現状

高校教育課が県内の公立高等学校を対象に行った調査〔注３〕によると、不登校生徒数は、平成10年度をピークとしてこの３年間は減少傾向にある。しかし、平成13年度の不登校生徒数は、10年前と比較すると約６倍の308人となっており憂慮すべき状況である。

なお、高等学校の不登校問題は中途退学の問題と密接に関連していることに留意する必要がある。

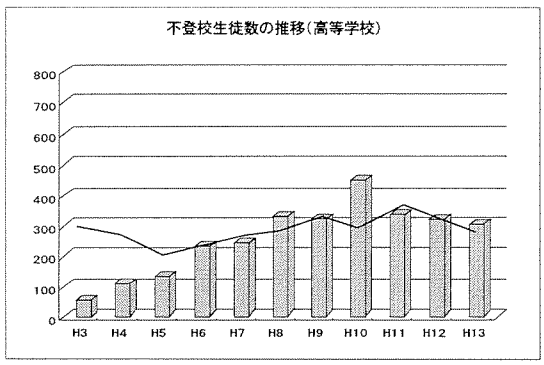

※ 折れ線グラフは、中途退学者数を示す

4　学年別の状況

小・中学校では、右のグラフが示すとおり学年が上がるに連れて増加している。特に中学１年・２年生にかけては大幅な増加となっている。

また、高等学校では、不登校生徒数は１・２年生に多いという傾向がうかがわれる。

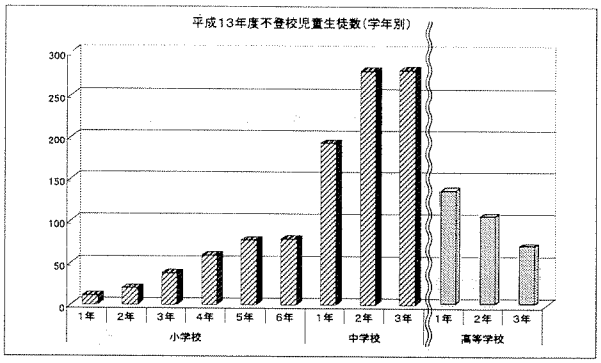

〔注１〕　不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）で、年度内に連続又は断続して30日以上の欠席がある者をいう。

〔注２〕　「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

〔注３〕　「高等学校生徒の退学・休学・懲戒処分・問題行動、不登校等に関する調査」

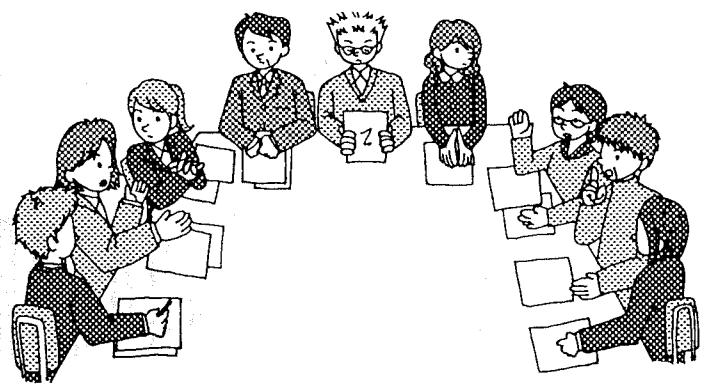

（Ｑ８）　不登校はどのような原因やきっかけで起こるのでしょうか。また、時代背景とは関係あるのでしょうか。

1　児童生徒を取り巻く背景

第15期中央教育審議会の第１次答申において、いじめ・登校拒否（不登校）の背景を次のように説明している。

> 現代の日本社会は、物質的には豊かになったものの、人間関係が希薄化する傾向にあるという問題、家庭や地域社会における教育力が低下しているという問題、学校が子供たちの多様な実態に十分に対応できていない問題など、様々な問題を抱えている。そうした中で、子供たちについては、生活体験・社会体験・自然体験、異年齢の者との交流、社会性が不足しているのではないか、他人との思いやり、生命や人権の尊重、正義感や遵法精神等の基本的な倫理観が十分養われていないのではないか、自己抑制力、自立心等の生活態度にかかわるしつけが十分なされていないのではないか、ストレスを抱えているのではないか、など様々な問題が懸念されており、これらがいじめ・登校拒否の問題の背景として浮かび上がっている。

上記の答申が述べているように、不登校児童生徒の増加と社会情勢とは何らかの関わりがあると考えられる。

2　直接のきっかけ

(1)　対人関係をめぐる問題

（Ｑ３）の表が示すとおり不登校のきっかけとしては、学校における対人関係に関する項目群の割合が高く、「友人関係をめぐる問題」及び「教師との関係をめぐる問題」が大きなウェイトを占めている。また、家庭における「親子関係をめぐる問題」等もきっかけとしてあげられている。

(2)　学業の不振

（Ｑ３）の表では、「授業がわからなくなった」、「成績が不振」、「試験が嫌い」等の「学業の不振」を不登校のきっかけとしてあげた生徒は27.9%であり、「友人関係をめぐる問題」に次いで多い。（Ｑ22参照）

なお、文部科学省が示した資料（2001年12月10日、第11回中央審議会）では、学校の授業の理解度は次のようである。

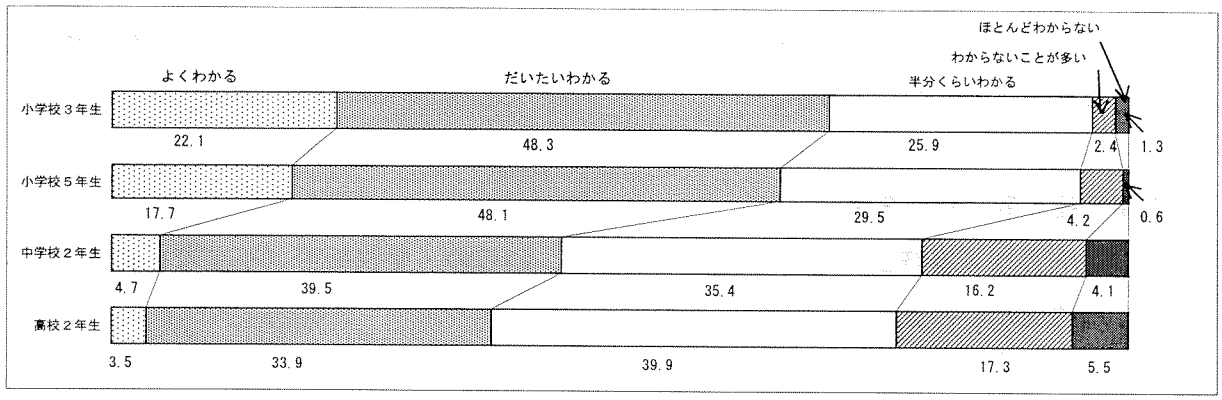

(3)　生活環境の変化

小学校、中学校、高等学校等への入学、転・編入学及び進級時の学校生活の変化、また、父親や母親の単身赴任や転居等による家庭生活の急激な変化が、不登校のきっかけとして報告される例も多い。

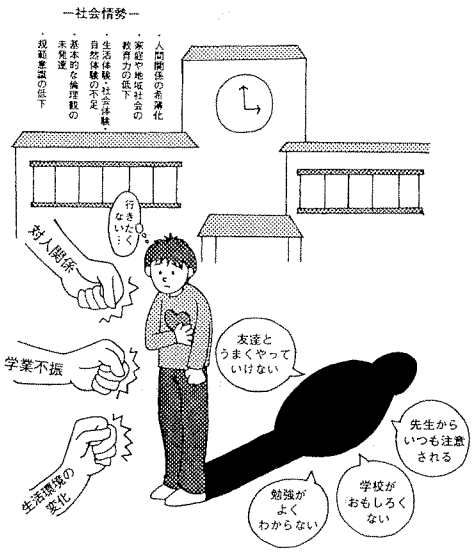

（Ｑ９）　不登校の子どもの心をどう捉えたらよいのでしょうか。

子どもが学校に行きたくても行けない、あるいは行かない状態は、学校、家庭、社会の様々な要因が複雑に絡み合って起きている。したがって、なぜ学校に行けない（行かない）かは、本人としてもはっきりしないことが多い。（Ｑ３）の表では、不登校のきっかけとして「特に思いあたることはない」と回答した生徒が11.0%あった。

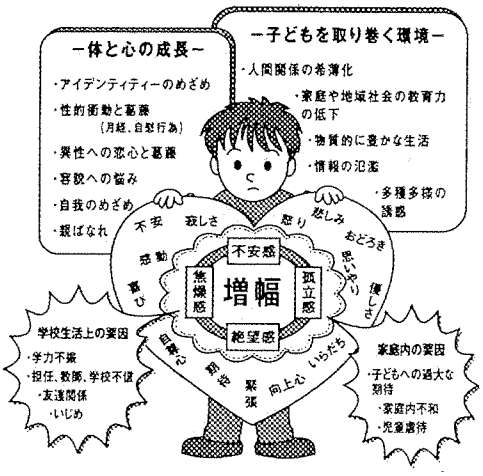

第３章　日頃からの信頼関係づくり

（Q10）「心の居場所」づくりのために、校内にどのような態勢を確立していけばよいでしょうか。

不登校はどの児童生徒にも起こりうるものであり、「友人関係をめぐる問題」や「教師との関係をめぐる問題」、「学業の不振」などの学校生活上の問題に起因する場合がしばしばある（Ｑ３参照）。このような学校生活に起因する問題の解決に向け、学校が組織的に対応することによって「心の居場所」づくりが可能となる。以下、「心の居場所」づくりのための校内態勢づくりについて述べる。

１　学校全体で取り組む教職員の人間関係づくり

(1)　悩みを語り合える雰囲気づくり

学級経営をどのように進めればよいか、授業をどのように構成すればよいか、好ましい人間関係づくりをどのように進めればよいかなどを、同僚や管理職に相談することで、柔軟で幅のある対応を図ることができる。気軽に相談できる雰囲気が校内態勢の確立には欠かせないし、子どもたちの人間関係づくりにも好影響を与える。

(2)　子どもを肯定的に見る雰囲気づくり

時として、職員室の中などでは、子どもを否定的に捉えるような教職員同士の会話が見られることがある。教職員が自分の悩みを吐露するときは、どうしても否定的な見方も出てくるが、子どもの側に立ち肯定的に見ていくという観点から、子どもの気づきや子どもの良さを率直に話し合える雰囲気や人間関係をつくる必要がある。

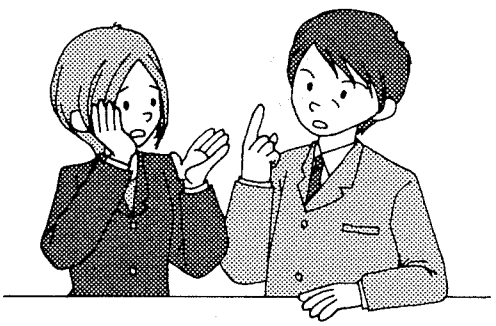

２　学校全体で取り組む子ども同士の人間関係づくり

(1)　子どもの人間関係を育てる工夫

学校において人間関係を豊かなものにしていく取組は、あらゆる教育活動の中で工夫や配慮をしていくことで実現されるものである。そして、学校が、とりわけ学級が、一人一人の児童生徒にとって、「自己を生かす場、自己実現を図る場」となるよう、自己評価・自己点検を取り入れながら、工夫・改善をしていく必要がある。

① 教科・道徳の学習の時間

（例）ア　児童生徒への呼称は、○○さんと呼び、個を大切にする。あいさつや声かけの際には、名前を呼んでからするように心掛ける。

イ　指名の頻度等については、１日のバランス、１週間のバランスを統計的に考慮し、発言や表現の機会がどの児童生徒にももてるように配慮する。

ウ　グループ学習やグループ活動を積極的に取り入れ、その学習や活動が民主的で協力的なものとなるよう指導・支援する。

② 特別活動

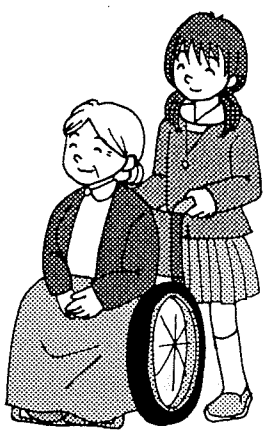

（例）ア　学年始めには、出会いのエクササイズで構成的グループエンカウンターを実施する。

※　エクササイズ等を工夫して、できるだけ自然な形で行うように留意する。

イ　児童生徒間でピア・サポートを実施し、互いの支援姿勢の雰囲気をつくりあげていく。

③ 総合的な学習の時間

（例）ア　児童生徒の生きる力を育む体験活動が、豊かなものとなるよう、幼児や高齢者との交流を取り入れる。

イ　グループや集団でおこなう自然体験活動を取り入れることにより、自然の中で、仲間がふれあう経験をさせる。

「自己を生かす場、自己実現を図る場」とは、具体的には、「自分がそこに参加している」、「自分が必要とされている」、「自分は学校や仲間から信頼されている」という確かな実感がもてる場である。

(2) 子どもの自主性、主体性を育てる工夫

個々の子どもが本来内に秘めている様々な良さや可能性に自ら気づき、豊かに伸ばしていくように支援するためには、毎日の授業や特別活動、総合的な学習の時間、あるいは部活動などの活動の中で、自己を生かす場、自己実現を図ることのできる場をもてるように配慮する必要がある。そのためには、学校全体が、新しい学力観に立ち、「生きる力」の形成に向けて創意工夫していく必要がある。

（例）　児童生徒自ら、課題や活動内容を決定し、自己点検・自己評価、また、そこに他者からの評価を踏まえ、更に工夫・改善していくような授業形態を、単元によっては積極的に取り入れる。

3　学習指導の充実

学習内容がわからなくなったり、授業の進度についていけないなど「学業の不振」が起因となって不登校になる例も見られる。どの子どもも、よくわかりたい、楽しく勉強したいという願いをもっている。このような子どもたちの願いを受け止め、一人一人の学習の場を充実させるためには、次のような視点で不断に学習指導の在り方を見直すことが大切である。

①個に応じた学習指導	・個別指導　・グループ別指導
②基礎基本の重視	・学習内容の習熟の程度に応じた指導
③創意工夫のある授業	・少人数授業　・ＴＴ授業　・グループ学習

4　生徒指導の充実

「生徒指導は何かあったら対応するといった対症療法的な対応が目的である」との受け止めをされる場合がある。勿論、こうした対応が的確に行われなければならないことは言うまでもない。しかし、学校生活が、児童生徒一人一人にとっても、学級や学年、更に学校全体といった様々な集団にとっても、有意義で充実したものになるように積極的に指導・支援することが、それ以上に大切にされなければならない。このことが生徒指導の目的である。そうした日々の積極的な生徒指導の推進が、一人一人、また、集団にとっての「心の居場所」づくりにつながっていくものである。**（生徒指導の手引１章　参照）**

5　教育相談の充実

子どもたちは、学校における人間関係や学習の悩み、あるいは、家庭生活における悩みなどの中で生活している。そうした悩みの多くは、自分の気持ちの整理で解決できたり、家族や友達に話すことで楽になったりする場合もある。

しかし、中には、友達や家族にも話せないで、一人で悩み苦しんでいる子どもがいるのも事実である。

学校は、こうした子どもたちも、相談しようという気持ちになるように、「信頼」というキーワードのもと、教職員との人間関係を不断につくっていく必要がある。そのためには、日常の子どもたちとのふれあいの中で、一人一人を大切にしながら、失敗やできないこともまるごと受け止め、よく話を聞いたり、相談にのったりする姿勢が大切である。

また、担任のみならず、誰に相談してもいいんだ、という学校の雰囲気づくりも工夫していく必要がある。

一方、教育相談の機会の設定も重要であり、以下のような取組も積極的に考える必要がある。

・教育相談月間の設定（学期に１回ずつ）
・スクールカウンセラーの活用
・相談ポストの設置
・ピアサポートの実践
・電話相談の設置
・教師と児童生徒との「相談ノート」の交換
・ホットルーム、フリールーム等の居場所の設置

（Q11）　日頃からの豊かな人間関係づくりは、どのようにしたらよいのでしょうか。

豊かな人間関係を培っていくためには、「コミュニケーション」、「自己コントロール」、「社会的判断」、などの人間関係づくりの力が欠かせない。しかし、近年、こうした力が不十分であるとの指摘があり、それがいじめを始めとする人間関係のゆがみを生み、不登校の誘引となる場合も少なくない。したがって、日頃から児童生徒同士、児童生徒と教職員間の人間関係が築かれるような取組が必要である。

1　人間関係づくりの基礎

児童生徒の学校生活の中心は、学級である。学級が、個々の児童生徒にとって居心地のよい場であるかどうかが、人間関係をよりよいものにしていく上で大きく影響してくる。

日頃から、教職員、児童生徒があいさつを交わし合う、お互いの話を聞き合い、お互いを大切にし合うといった雰囲気をつくっていくことを心掛けているか、おとなしい、立場の弱い子どもを排除していないかなど、学級（学校）の状況をたえず見直しておくことが大切である。

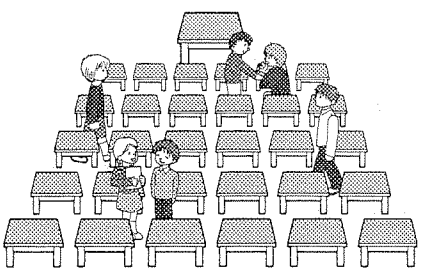

たとえば、次の視点で学級（学校）環境を見直していきたい。

教室環境に心配りをしているか？

机の並びや掲示物などの教室環境が、学級の雰囲気や児童生徒の心に影響を与えることもある。また、児童生徒の心の状態が教室環境に現れてくることもある。

最低限のルールが守られているか？

教室（学校）内に最低限のルールを守る雰囲気があることは、発言力が乏しかったり、立場が弱かったりする児童生徒を守ることにもなる。

こうした学級（学校）環境が、人間関係づくりの基盤となっていくのである。

2　人間関係づくりへの取組

児童生徒の人間関係づくりは、学校の全教育活動を通して進められなければならない。

学級経営においても、児童生徒同士が人間関係を深めていくことを意図した取組をこれまで以上に設けたり、様々な活動の中に取り入れたりする工夫が求められ、近年、積極的な取組が見られるようになってきた。また、学年集会や全校集会の中で人間関係づくりをめざし、活動を重ねる学校も少なくない。

なお、これらの活動は、４月の新学年が始まった第１週以内の実施が特に効果的であることを踏まえておきたい。この時期は、新しい出会いもあり児童生徒にとっては心理的に不安定な時期であり、また逆に、不安定なために担任の話によく耳を傾ける時期でもある。

学校や学級で取り組める主なものとして、次のようなものがあげられる。

ソーシャルスキルトレーニング

社会的行動を自覚的に学習して身につける方法。
①学習すべきスキル（技能）を決める
②モデルを示す
③ロールプレイで練習する
④観察者からフィードバックをする
⑤スキルについての宿題を行う
というプロセスで行われる。

グループプレイング

プレイセラピー（遊戯療法）の考え方を基盤に、
・最低限のルールのもとで
・一人一人が自由に遊びを選ぶことができるような場面を設定し
・教師も共に遊びを楽しみつつ
関係づくりを進めていくことをねらう。

グループトーキング

気軽に話し合える歌手やゲームなどの話題をとりかかりに、誰もが自由に自分の思いを言い合えるように配慮しながら、相互理解や関係づくりをめざす。

構成的グループエンカウンター

エクササイズと呼ばれるさまざまなゲームを通じて、
・人と人とが心をふれあわせ
・人間関係形成力やコミュニケーション能力を育て
・自己理解や他者理解を深める
体験学習である。

ピア・サポート

ゲームやロールプレイを活用した体験的なトレーニングを通じて
・子ども達の基礎的な社会的能力を段階的に育て
子ども同士（仲間＝peer）が助け合い、支え合う関係の育成を図る。

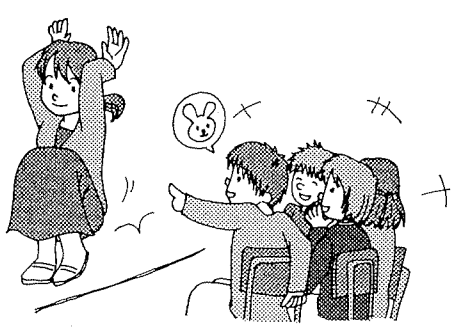

＊実践は学級（学校・学年）の実態に合わて！
＊小さなステップを積み重ねて！
＊継続的に！

単なるゲームや遊びとならないためには、そのときに感じたことや体験をありのままに受けとめ合い、メンバー全体に広げていくことが大切にされなければならない。そのためには、実践をする前に、リーダーとなる教師自身が実体験をし、その楽しさや活動の中での自分自身の心の動きを感じたり、その進め方や配慮事項についても体験を通して確認しておく必要がある。

こうした人間関係を培うための試みは、児童生徒のみを対象とするにとどまらず、学級懇談やＰＴＡ活動を行う際に応用したり、職員研修等で教職員同士行っても互いの親和感を深めたり、信頼感を強めたりする上で効果的である。

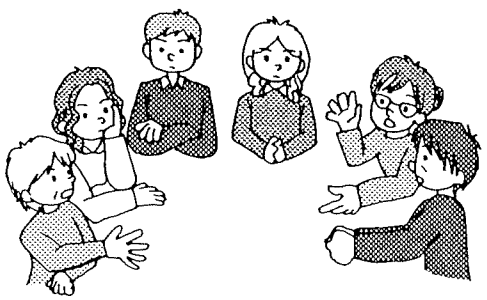

詳しい進め方については、各教育事務所の生徒指導専任主事などに問い合わせるか、既に実践している仲間に聞いたり、関係書籍を参考にしたりするとよい。

実践者同士で情報を交換し合うことも望まれる。

（Q12）　普段から保護者との信頼関係をつくるには、どのようにしたらよいでしょうか。

普段から保護者との信頼関係をつくっておくことは、次のような理由から大変重要なこである。

・保護者が学校の教育方針を理解して、家庭と学校とで協調して子どもを育てていくことができる。

・子どもの様子に変化が見られた場合、ささいなことでも相互に連絡を取り合いながら素早い対応ができる。

特に不登校への対応は、一般的に早ければ早いほど有効であるといわれる。子どもの出すわずかなサインを見落とさないためにも、普段から保護者と何でも言い合える関係をつくっておきたいものである。そのために配慮したいことを以下あげてみる。

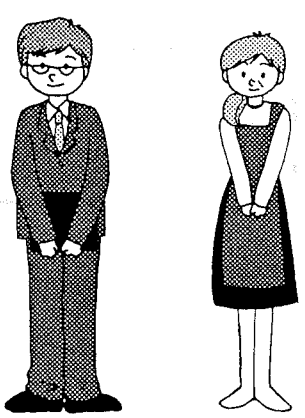

1　「人と人」としての人間関係づくりにつとめる

教師は子どもを教えることにおいてはまさにプロである。そのことを日々自覚しながら職務に励む必要がある。

しかし、教師という肩書きに慣れてしまい、一人の人間としての接し方を忘れてしまっては、保護者との人間関係を深めることはできないであろう。

保護者に気軽に話しかけていただけるよう自分を開き、人と人との人間関係づくりに努めていくこと、困ったときに相談に乗れる存在となることが大切である。

2　保護者の思いに誠実に応える

保護者は学校に対して様々な意見や願い、疑問点などをもっている。「学校行事の期日を教えてほしい」、「個人面談の予定を変更してほしい」、「子どもの様子が気になるので相談にのってほしい」など、その内容は多岐に渡るであろう。それを直接学校に伝えることは勇気がいることである。その一つ一つの思いに、教師は誠実に応えていくことが何よりも大切である。保護者が「軽く扱われた」などと感じることが決してないようにしなければならない。

我々教師には、その一つ一つの要求に「誠実」に応えていくことが求められる。誠実な対応を積み重ねていくことによって大きな信頼関係ができあがっていくのである。

3　学校でのできごとを積極的に伝えていく

学校の様子を保護者に積極的に伝えていくことは学校の大きな責任である。そのとき、子どもの姿を教師がどういう目で見ているかということが大きな意味をもってくる。子どもの「よさ」を普段から見つけようと努めていれば、保護者に子どもの様子を伝えるとき、その「よさ」を交えて話ができるであろう。たとえ子どものことで困ったことを話すときでも、その子のもっている「よさ」を伝えながら、今後のことについて一緒に考えていく姿勢を貫くことが、お互いの協力態勢をつくっていくのである。

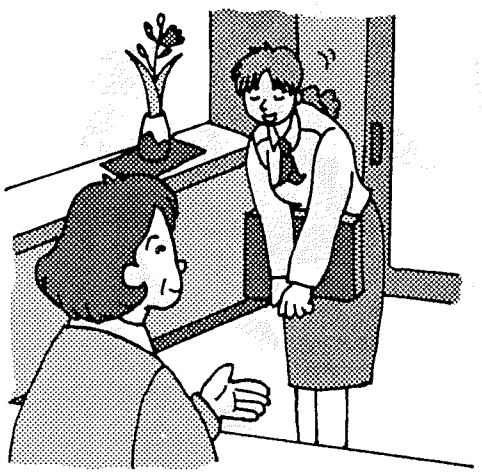

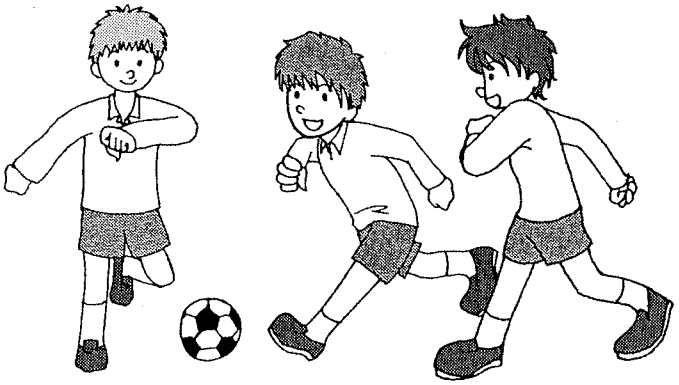

第４章　学校における不登校児童生徒への対応

（Q13）　不登校のサインを見逃さないで早めに対応していくには、どうしたらよいでしょうか。

不登校のサインを見逃さないで、早目に対応するということはよく言われることであり、よくわかっていることでもある。しかし、依然、こうしたことが強調されるということは、不登校のサインを見逃しているということであり、サインを感じたとしても早目の対応がなされていない実態があるということでもある。

以下、不登校のサインという観点と早目の対応という観点の２つについて述べる。

１　不登校のサイン

子どもたちは、あらゆるサインを教職員に示してくるが、全てが重大な意味をもっているというわけではない。しかし、今までのあの子とは違ってるな、変だな、と感じたなら、関わりを多くもったり、声がけを多くしたりするなどの配慮は欠かせない。そうした配慮の中から、その子の変化の裏にあるものを感じ取り、教育相談的に関わっていくことが、教職員の大切な仕事である。

サインの中でも、次にあげるような変化は明らかに重大なサインであり、そうしたサインを見たり感じたりしたならば、２の項で示すような早目の対応をする必要がある。

(1)　遅刻が多くなる。

(2)　よく、からだの不調を訴えて、保健室にいく。

(3)　休みがちになる。

※　いじめを受けていることのサインである場合には、毅然とした全校あげた対応を迅速にとる必要がある。（Q15、17参照）

２　早目の対応（素早いアクション）

上記１のような様子が見られ、不登校のサインと感じたら、

(1)　できるだけ早い段階で、本人への関わりを広げたり深めたりしながら、本人の不安や苦しみなどの心の葛藤に寄り添う形で理解するよう努める。

(2)　学級の様子を再点検する。

①　担任として、学級の子どもたちから、それとなく最近の学級の様子を聞き取る。

・いじめはないか。・教員からひどく叱られたことはなかったか。・体罰、セクハラはなかったか。・学級や他の学級の同級生や先輩とのかかわりで、最近トラブルはな

かったか。

② 教科担任から、授業における学級の様子について情報収集する。

③ 養護教諭から、保健室の来室状況について情報収集する。

④ スクールカウンセラー、事務職員、校務技師等から情報収集する。

⑤ 部活動の顧問、スポーツ少年団の関係者等から、最近の活動状況について情報収集する。

(3) 家庭訪問を実施し、家庭での様子や学校等での様子について保護者と情報交換する。

・家庭で気がかりなことはないか。

(4) 本人に対する教育相談を実施する。

〔留意点〕

① 担任に限らず、本人との信頼関係がとれる教員（セクハラ等の場合は同性の教員）が当たることも念頭に置く。

※ 聞き出そうとするのではなく、担任(教員)としての気がかりな気持ちを伝えていく。

② スクールカウンセラーの配置校であれば、スクールカウンセラーのカウンセリングも考慮に入れる。

（Q14） 病気理由で数日欠席していた児童生徒の保護者から「子どもが学校に行きたくない、と言っている。」との連絡が入った時、担任はどう対応したらよいでしょうか。

休日明けの欠席が続いていたり、頭痛・腹痛といった理由で遅刻や早退が多くなった頃、「実は学校に行きたくないと言っているのですが…。」などと保護者から連絡をもらうことがある。「どうして？」、「何が？」と、担任としては、どう言葉を返していいものか、またどう今後対応したらいいのか、困惑するであろう。

しかし、その原因は、保護者にも理解しがたく、本人自身にもわからないことが多く、言葉にできなかったりするものである。仮に、いじめを受けていることが原因の場合は、誰にも言えず、一人で深く悩んでいる場合が多い。

担任としては、性急な原因探しにこだわるのではなく、「行きたくない。」という子どもの気持ちを受け止め、保護者との連携の中で、苦しんでいる本人を、まずは追いつめないことを念頭において対応していくことが肝要である。

以下、担任としての対応の留意点を述べる。

1 学級の様子を再点検する。（Q13. 2.(2)参照）

2 早急に家庭訪問を実施し、家庭での様子や学校等での様子について保護者と情報交換する。

(1) 保護者の思いと向き合う中で、共に本人を支援していこうとする担任としての思いを伝える。

(2) 上記１で収集した学校等における情報を保護者に示し、当面の学校の対応について保護者に伝える。

※当面の対応については、家庭訪問の前にあらかじめ学校で協議・確認しておく。
なお、担任の単独の判断による家庭訪問等は慎む。

３　本人に会って話ができる場合

(1) 本人の、「学校に行きたくない。」という思いを受け止め、原因を聞き出そうとするのではなく、担任としての気がかりな気持ちを伝える。

(2) スクールカウンセラーの配置校であれば、スクールカウンセラーのカウンセリングの希望についても確認していく。

４　チームでの対応

(1) １、２、３で得られた情報を支援チーム（Q15参照）に伝え、協議（ミニ事例検討）するなかで、今後の対応の方向性を見出す。

(2) 場合によっては、臨時の事例検討を学年部で開催し、多くの意見を取り入れる中で対応の方向性を確かなものにしていく。

(3) 上記(1)、(2)で話し合った学校としての対応の方向性に、保護者の意向も取り入れ、より方向性を確かなものにしていく。

(4) 今後の家庭の対応に、学校として協力体制をしく。

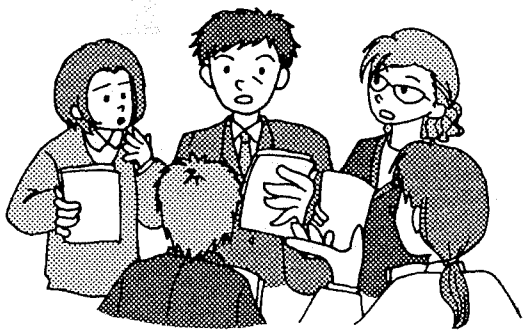

（Q15）　不登校児童生徒に対して担任だけではなく、支援チームを組んで全体で対応するポイントには何がありますか。

1　支援チームの必要性

このようなときに、学級担任一人の判断で対応したために問題が長期化し、児童生徒や保護者との関係がこじれて、ますます事態が深刻化した例もある。したがって、学校はチームをつくって担任を支援していくことが大切である。そして、状況によっては、関係諸機関等とのネットワークを構築していくことが重要である。

※　支援チームは、生徒指導主任・主事や学年主任等がリードして編成する。

2　校内支援チームの構成

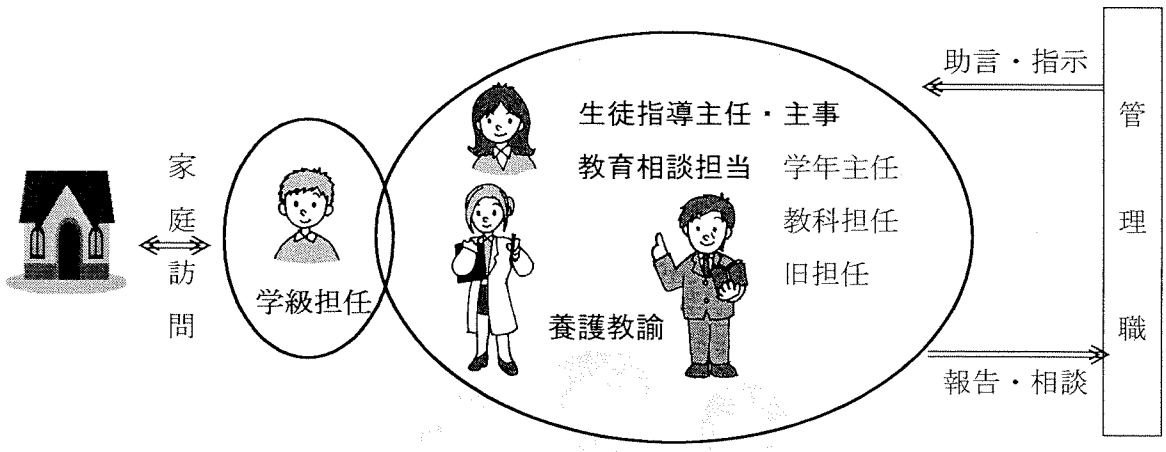

迅速な対応や機動性を考慮すると、チームの人数は３、４人程度が適当である。（上記は４人のチームの例）また、ケースは同時に存在することも多いので、常に複数の支援チームが構成できるように人材の配置を考慮したり、メンバーの交替等も考えておく。

(1)　支援チームのメンバーは、方針や支援策に沿って担任を支援し、児童生徒の好ましい変化を確実に把握するように努め、積極的に評価していく。

(2)　担任は、自分の得た情報をわずかなものであっても確実に伝え、方針や支援策について

のアドバイスを受ける。

(3) チームで情報交換をしながら支援策を見直し、より効果的な支援をすすめる。その際、支援チーム用のノートを作成して相互連絡に活用するとよい。

3 支援ネットワークの視点、考え方

より専門的なアドバイスや支援を必要とする場合は、関係諸機関等にも協力を求める。

（例）［A子とその保護者への支援ネットワークのイメージ］

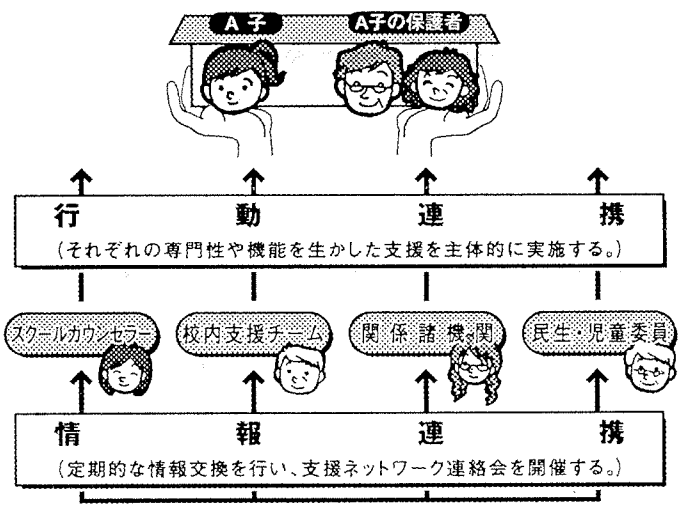

学校は支援ネットワークを構築するにあたって、次のような考え方に基づいて進めていくことが大切である。

(1) A子や保護者の思いを尊重しながら、関係諸機関等と連携して支えていきたい旨を伝えておく。

(2) 校内の支援チームにおいて、関係諸機関等の専門性を考慮し、それぞれがどのようにA子を支えるかを事前に調整する。

(3) A子への支援を始める前に、支援ネットワーク間の情報連携を進め、A子や保護者をどのように支えるかを検討する。

(4) 情報の交換や共有を図りながら、A子や保護者を支援していく。なお、その際には守秘義務への配慮を必ず確認する。

(5) 時期を考えながら、継続的に支援ネットワーク間の情報連携を進め、A子や保護者へのアドバイスや支援の在り方を確認していく。

（Q16）　不登校児童生徒が学級にいる場合、他の児童生徒へのかかわりはどのようにしたらよいでしょうか。

日頃から、担任自らが学級の児童生徒一人一人の存在を大切にする学級経営に取り組んでいくことが大切である。**（Q11参照）**

そして、他の児童生徒が、休んでいる児童生徒を支えていくような学級の雰囲気づくりを心がけていく。

1　休んでいる子どもはかけがえのない仲間であることを確認させる

担任は、休んでいる児童生徒の机やロッカーの整理・整頓を不断に行い、配布物などは他の児童生徒に託するなどして届けるようにする。そのような行為を自然に積み重ねることで、休んでいる児童生徒を支えていく担任の思いが他の児童生徒に伝わっていくものである。

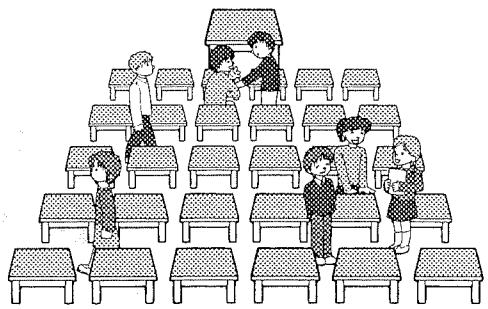

2　どんな言葉や態度で交流ができるかを考えさせてつながりをもたせる

「仲のよい子が遊びに来てくれるとうれしい。」「友人の言葉が支えになった。」
「何かつらいことがあると友達に電話する。すると元気が出た。」
「一人の級友が気持ちをストレートに聞いてくれたので、自分も素直に話ができてうれしかった。」　（「不登校に関する実態調査」より）

このことからわかるように、本人が楽な気持ちで会える児童生徒からの電話や遊びの誘いは効果が期待できる。ただし、この交流が押しつけになったり、精神的な負担にならないように本人の気持ちに十分配慮する。一方で不登校児童生徒の中には、「電話をもらうのは嬉しいが、学校の楽しそうな様子を聞くことは学校へ行けない自分に直面することにもなりつらい。」などの微妙な気持ちを持つ場合もあることをふまえた上で、継続的につながりをもたせていくことが大切である。

3　学校に登校してきたときにどのような関わりをするかを考えさせる

「以前と変わらず普通に接してくれたことが助けになった。」
「たまに学校に行くと“中途半端に来るぐらいなら来るな。本当はみんな迷惑がっているんだ。”などと言われた。それ以来、友達のことも信用できなくなった。」
（「不登校に関する実態調査」より）

基本的な姿勢として親身に尊重して見守り、ふだんどおりの関わりをもつことが重要であることがわかる。そのような関わりが、不登校児童生徒にとって支えになっていく。

※　いじめによる不登校については（Q17）を参照

（Q17）　次のような訴えを受けた時に、どのような対応を心掛けるべきでしょうか。

保護者から、次のような訴えの電話が担任あてにあった。

「子どもが学校から帰って、明日学校に行きたくないと言っている。問いただすと、クラスのＡ男、Ｂ男に学校でいじめられる。今日は、『くさい、あっちに行け！』などと言われた。」

「担任として、きちんと対応してほしい！」

こうしたケースでは、問題への組織的な対応がなされず、ともすると担任一人の表面的な一過性の対応に終わってしまったり、生徒指導主任・主事等個人の狭い考えによって対応してしまったりすることがある。それにより、問題をさらに大きくしたり（子どもや保護者の学校不信を招いてしまったり、感情論になってしまったりするなど）、難しくしたりするケースが多くみられる。

いじめの事実をつかんだ時点で、まず、学校は、いじめ解消チームを編成することを積極的に考える必要がある。チームを編成することによって、多面的な捉え方や対処ができるとともに、担任一人の問題とせず、学校全体の問題として解決にあたることができる。

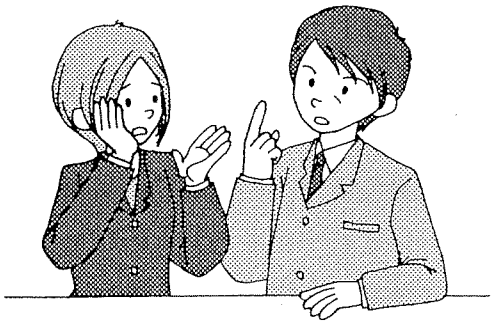

また、いじめが発生しているということは、単に、いじめる側、いじめられる側の問題にとどまらず、学級づくりの問題や学校づくりの問題が根底にあるなどして、いじめが生じやすい背景がその学級や学校にあったという場合がある。そうであるからこそ、学校全体の問題とし

て捉え、解決に向けて様々な窓口をもった取組が必要である。

こうしたケースでは、以下のような対応を考えたい。

(1) いじめ解消チームを編成（３～４名）するとともに、対応が速やかになされるようにする。

チームを中心に、教頭（校長）への報告・連絡あるいは相談が連絡系統に従って的確になされ、連携をとった対応がなされるようにしていく。

※　チームは、担任を中心とした対応への支援体勢をしく。

(2) いじめ解消チームは、今後の指導方針とともに、役割分担を明確にする。

(3) 該当の子どもに事情を聞く。（担任もしくは、該当児童生徒が話しやすい教師。）

〔留意点〕

①　カウンセリングマインドをもって、語りかけていく。

②　いじめの実態を早くつかもうとするあまり、被害者への対応が詰問調になってはならない。

③　いじめられている辛さ、孤独感に共感することに教師の力量を注ぐ。

(4) いじめ解消チームに状況を報告するとともに、再度、指導方針・役割分担の確認をし、必要があればその手直しをする。

(5) 再度、担任は、保護者と十分話し合い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力をお願いする。

〔留意点〕

①　保護者との話し合いは、家庭訪問による。

※　子どもの状態に鑑み、場合によっては、家庭以外（学校も除く）の場所を設定する必要がある。

②　状況に応じて、該当児童生徒も加わっての話し合いをする。

③　いじめによる心理的不安が大きく、登校し難い状況にある場合には、無理に登校を促さず、緊急避難の観点も含め、学校外での居場所、学べる場の確保を考慮する必要がある。

(6) 保護者、本人の同意を得ていじめている子どもに状況を聞く。

〔留意点〕

①　いじめている子どもの気持ちを十分聞く中で、自らの行為に気づかせていくのであって、叱責、説教は状況への付随的なものである。

②　いじめている子どもの行為に対する憎しみと正義感・潔癖感から、教師が理詰めで子どもを追いつめることは避けたい。あくまで、子ども

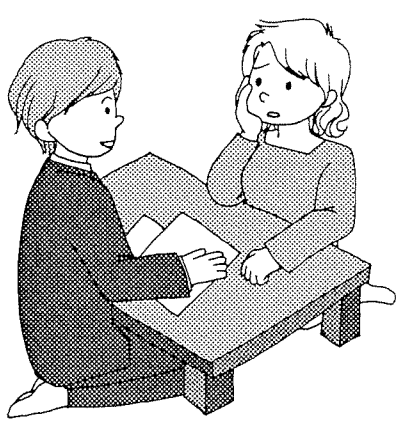

というものは、過ちを犯しながら成長していくという、発達への理解をもって受容的に指導にあたることを忘れてはならない。

(7) いじめている子どもの了解を得たうえで、家庭訪問し（場合によっては複数）、保護者に状況を十分理解してもらうとともに解決に向けての学校の具体的な取組を説明し、理解を得る。

(8) 担任の指導力不足に起因する場合には、ＴＴで対応することも必要となる。学級にいじめを生むような人権を軽視する雰囲気はないか、学級づくりの評価・点検をする必要がある。

(9) いじめ解決に向けての様々な窓口をもった複数の取組が学校としては必要であるが、その取組の例としては、直接的なもの、間接的なもの、包括的なものなど様々な視点をもって取り組む必要がある。

その一例を以下紹介する。

① 校内の教育相談体制を見直す。（**ア**相談週間・月間の設定、**イ**相談ポスト設置、**ウ**スクールカウンセラーの活用、**エ**教員の教育相談能力向上のための校内研修の実施など）

② 人権強調月間の設定する。（**ア**あいさつ運動への学校全体での取組、**イ**人権標語募集・掲示、**ウ**人権を取り扱った道徳の時間やＬＨＲの一斉実施、**エ**給食時間に人権にかかわる読み聞かせ放送、**オ**人権に関わる演劇づくり（クラス単位）発表会、**カ**児童の権利に関する条約の学習など）

③ 子ども自らが考える場を設定する。（**ア**学級会ＬＨＲで児童の権利に関する条約等を用いながら人権を考える、**イ**ロールプレイングの実施、**ウ**教員によるサイコドラマの実施、**エ**児童会・生徒会の人権問題への取組など）

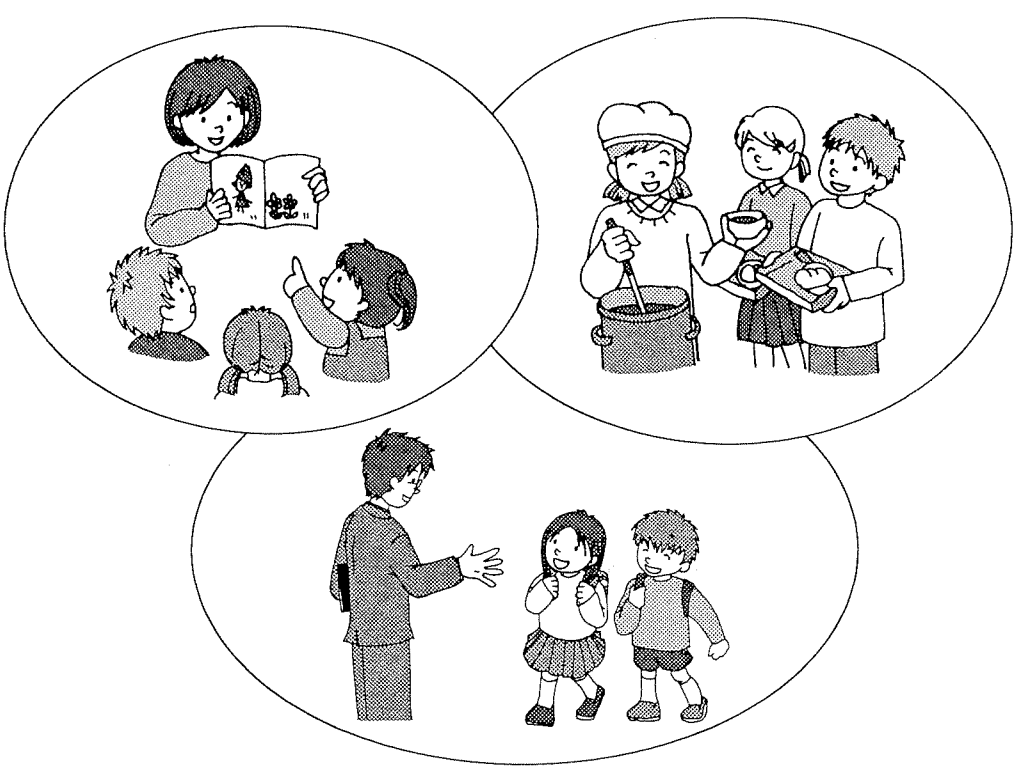

（Q18）　学校に行かない（行けない）状況が長期化し、家にいることが多くなった児童生徒の家庭を訪問する場合、どのようなことに気を付けたらよいでしょうか。

学校に行かない（行けない）状況が長期化し、家にいることが多くなった頃の子どもやその保護者の学校に対する思いは様々である。学校からの働きかけが好意的に受け入れられるという状況もあれば、時には、学校の関わりさえも受け入れがたいという状況もある。しかし、家庭訪問は学校と子ども（家庭）を結ぶ有効な手段である。

ここでは、一般的な家庭訪問ではなく、学校に行けない（行かない）状況が長期化し、家にいることが多くなった子どもの家庭を訪問するにあたっての配慮事項について述べる。

1　計画的な家庭訪問

担任は、自分の思いを子どもやその保護者に伝えたいと、不定期に家庭訪問を繰り返すということがよく見かけられる。家庭訪問は、子どもやその保護者との信頼関係を保つうえで有効な方法であるが、訪問するタイミングや頻度、接し方によっては、逆効果になったり、時には、受け入れを拒否されるという場合もある。家庭によっては、担任の誠意は感じながらも不意な訪問を迷惑に感じたり困惑したりする場合もある。

したがって、常に子どもやその保護者の立場に立った対応が求められる。家庭訪問をする際に、子どもの状況や保護者の都合を聞くことは当然なことである。また、家庭訪問を繰り返す中で、定期的・計画的な訪問に移行することも有効と考えられる。

（例）今後は、毎週金曜日の５時頃に訪問させてもらってよろしいでしょうか。

※　不断に時宜を得た電話連絡や配布物を届けることが、家庭訪問を有効なものとする。

2　想定される状況とその対応

学校のかかわりに対する子どもとその保護者の受け止めは、子どもが学校へ行けなくなった（行かなくなった）理由と同様に全てが異なり、対応についても一様には語れないが、いかなる状況であれ、担任は保護者と一緒に悩み考え続けることが大切である。

(1)　子どもに会える状況のとき

担任は、学校として今何ができるのかを一緒に考えていくことが大切である。ここでは次の点に注意して家庭訪問を行いたい。

①　その子どもの興味や関心、趣味などを大切にしながら関わっていく。

②　勉強や進路に関する話題は、特に慎重に扱う。

③　子どもから学校の話題が出てきたとしても、安易な登校の約束はしない。

(2)　子どもに会えない状況のとき

担任はいやがる子どもに無理に会おうとしないことで、会えない子どもの状況を受け入

れながら、あせることなく待つことが大切である。

また、保護者との関係を大切にしながら、子どもが会わない（会いたくない）理由や、担任（学校）として今何ができるのかを、保護者と一緒に悩み考えていきたい。

そして、保護者を通じて、配布物を定期的に届けたり担任の思いを手紙に託したりするなどして、子どもとの関わりを継続していくことが必要である。

3　その他配慮事項

(1)　給食費の支払い等

給食費の支払い、健康診断、予防接種等については、特に、保護者への連絡、十分な確認をする必要がある。

(2)　進級・卒業に際して

進級、卒業認定にかかわる資料については、計画的に記録等の蓄積をしておく必要がある。

また、記念アルバムへの写真掲載、卒業式への出席等については、本人の希望に沿うように配慮する必要がある。

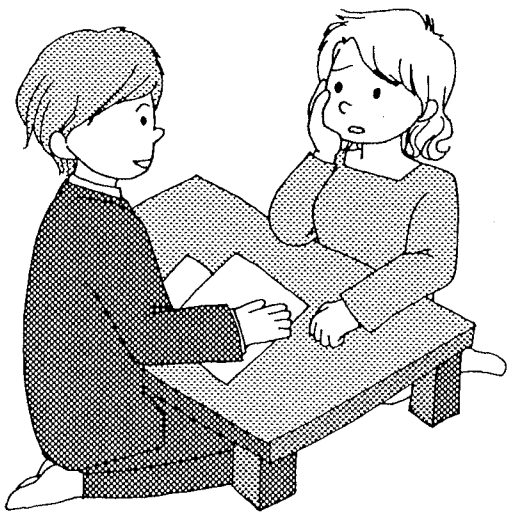

（Q19）　不登校の児童生徒がさらに傷ついたり、不安が増したりすることを防ぐためには、どのような配慮が必要でしょうか。

不登校になって20歳に至るまでの心境をうかがうことのできる「不登校に関する実態調査」（P．4参照）や県教委が入手した県内の学校現場の報告から、不登校児童生徒の関わりにおいて学校が配慮しなければならない事項が見えてくる。

不登校となった子どもたちは、学校に行けないという状況だけで不安の中にいる。その子どもたちを、不用意な言動によって、さらに追いつめることのないように十分な配慮や注意をする必要がある。

1　「不登校に関する実態調査」から

(1)　傷ついたり、不安が増したりした対応の例

傷ついたり、不安が増した事柄として具体的に次のような答えがあった。

- 仲のよい子が来るのは嬉しかったが、学級委員や「早くおいで。」と誘う子が来るのがいやだった。
- 担任にはもっとそっとしておいてほしかった。家庭訪問や電話は怖かった。
- 教師は腫れ物に触るような対応で、もっとふつうに接してほしかった。級友も無関心を装っているところがかえって不安感を増した。
- いろいろな人が自分に言うことが違いすぎて迷ってしまった。
- 祖父は母親を非難し、「学校に行け。」と自分を責め、家庭が暗くなった。
- 同じ学校に通っている姉から担任の伝言を聞くのがたえられなかった。
- 「○○すれば、卒業できる、できない。」という形で迫られた。
- 無理矢理親の車に乗せられて学校に連れて行かれ注目の的となったこと。
- いじめがあっても「頑張って学校に来い。」、「君は逃げている。」と担任に言われ、傷ついた。

(2)　壁を乗り越えるときに助けになった対応の例

不安を増長する態度や言葉とは逆に、壁を乗り越えるときに支えとなったものとして、回答者の大半が、家族、友人、職場の人、教師、相談機関の人などとの関わりに関する事柄を答えた。具体的には、次のような答えがあった。

・家族が、「不登校は病気ではない。中学校の３年間など長い人生から見ると短い期間、あなたのことで恥ずかしい思いをしていない。」と言ってくれたこと。
・友人が特別視しないで以前と変わらず接してくれたこと。
・教師やカウンセラーが、「頑張れ」という言葉を使わないでくれたこと。

２　学校現場からの報告と子どもたちの声から

(1) １カ月ぶりに始業時間に遅れて登校したＡ男に対して、校門付近で出会った教員は、「もう始まっているぞ、どうしたんだ、早くしなさい。」と注意した。

この後、Ａ男は昇降口に入り、この教員の姿が見えなくなるのを確認してから帰宅した。Ａ男の状況を把握していない教員の対応が、結果として、久しぶりに学校に登校しようとしたＡ男の大いなる決断を無残にも打ち砕いた事例である。

学校は、定期的に共通認識の場を持ち、全教職員が子どもたちの状況を把握しておくことが大切である。特に、Ａ男のように学校に向かえそうな状態の時は、臨時の職員会を開催するなどして、全教職員が共通理解を図る必要がある。

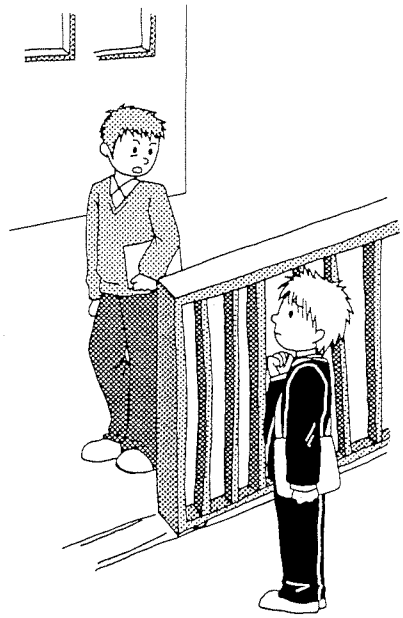

(2) Ｂ男は、教員と「明日は登校する。」と約束したが、翌朝、登校することができなかった。そして、以降、不登校は長期化してしまった。

Ｂ男は、この日、登校できずに先生との約束を破ったことで、「もう先生に会わす顔がないと自分がいやになり、ますます自信を失っていった。」と後日語っている。

『安易な約束は逆効果となることが多い。』ということは十分にわかっていても、あと一押しで学校に行けそうだという子どもの状態の時には、このような約束をしがちである。登校できそうな時期だからこそ、より慎重な声かけが大切である。教員は、不登校の子

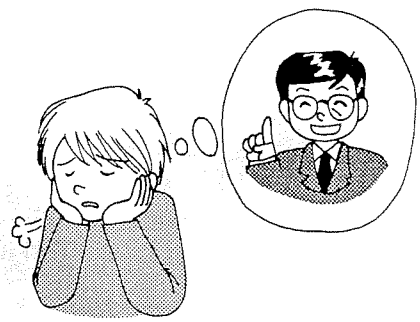

どもとの約束はあえてしないくらいの思いでいる方がよい。

(3) C子は、教員と親との勝手な相談によって、相談機関（病院）に行くことを押しつけられ、部屋に閉じこもるようになった。

不登校の今の状況を変えたいとの思いは、C子は勿論、保護者や教員の思いでもある。しかし、保護者や教員の思いが先行して、無理にC子を動かそうとすることは、動く準備のできていないC子にとっては辛いものである。C子の意向を十分に聞きながら対応していくことが大切である。

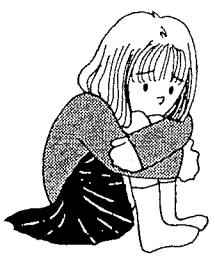

(4) D男は、放課後、学校に登校し、一人で教室に行ってみた。そこでD男は、勝手に一番後ろに変えられた自分の席と配布物が乱雑に詰め込まれた引き出しを見てショックを受けた。

学級経営で担任が最も心がけなければならないことは、学級の子ども一人一人を気遣い大切にすることである。たとえ休みが長期化した子どもであっても、クラスにいるとの思いで、机や配布物を大切に取り扱うことが大事である。このような担任の姿勢が、学級の人間関係や雰囲気に与える影響は大きい。席替えも、「学校に来ないからここ。」と決めるのではなく、「いつ来ても大丈夫。」との思いをクラス全体でもって行いたい。また、席替えは休んでいる子どもにとっても関心事の一つであるので、本人にもその都度伝えることが必要である。

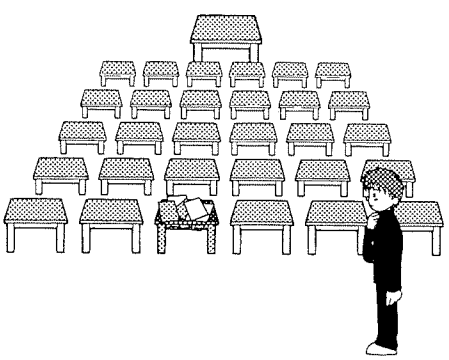

(5) 中学３年生のE男は、担任に「このままでは、高校進学は難しい。高校に行く気があれば明日からでも学校に出てきなさい。」と促された。

登校してほしいとの担任の強い思いから発せられた言葉である。しかし、登校させるための手段としての言葉は、子どもをさらに追いつめる結果となりかねない。

E男は、この後、担任と会うことを拒み、家に閉じこもってしまった。

（Q20）　「学校に行きたい」という気持ちが本人や保護者から伝えられた時に、担任はどのような配慮や支援をしたらよいでしょうか。

「学校に行きたい」という気持ちが本人や保護者から伝えられると、担任はともすれば誘導的な手法で対応をしてしまいがちである。それが、本人の心をさらに傷つける場合もある。あくまでも本人の気持ちを最優先にして、配慮や支援に努めていくことが大切である。

そして、本人が学校に来ることについて全教職員が共通理解をした上で、温かな声がけや支援に努めることが大切である。

1　基本的な配慮事項

不登校の児童生徒が「学校に行きたい。」という気持ちを示したとしても、それがすぐに「登校」にはつながらないということに留意しておくべきである。

仮に、本人が「明日から登校する。」と決めていたとしても、周囲の想像を超えた緊張や不安を抱えているものである。そのことをしっかりと理解しておき、担任は声がけ等にも配慮したい。そして、他の児童生徒があくまで本人と普段通り接していくように、担任として関わっていきたい。

また、登校を始める時に手がかりや頼りとなるのは、本人が安心できる「人」とのつながりである。家族はもちろん、教職員であれ、友達であれ、スクールカウンセラーであれ、本人が信頼している「人」とのつながりがあるかどうかが重要な要素となる。

2　本人への支援

再登校の支援を進めるにあたっては、本人の意向に添う形で進めることが大切である。教師は、本人の気持ちを十分に引き出しそれを温かく受け入れていくように心がける。

（Q１）　「学校に行きたい」という本人の気持ちを、どのように受け止めるべきですか？

- それまでの家庭訪問時のやりとりを基盤にしながら、保護者とともに本人の気持ちを共感的に聞いていく。
- 「いつから、どのように登校するのか。」について、教師や保護者が一方的な働きかけや設定をするのではなく、本人の希望に合わせて考えていく。
- 本人が無理をしないように、「できることから少しずつ始めていこう。」という姿勢で見守り支えていく。

（Ｑ２）　どのような時期に、再登校の誘いかけをするのがよいでしょうか？

・進級や進学した新年度の初めに
・新学期の初めや、もう少しで休みという学期末に
・本人が参加したいと思っている行事の日や、その行事の準備期間中に
・放課後や好きな科目の授業の時に
・明日は休みという金曜日に

（Ｑ３）　部分登校から始める際に、本人に聞いておくことは何ですか？

（例）
・「どの教科の授業に出られる？」
・「どの時間帯に学校へ出られる？」
・「一人で登校できる？」
・「教室に入っていける？」
※　その他、本人が希望していることを受け入れていく。

（Ｑ４）　部分登校ができた時、どのようなことを心がけるべきですか？

・学校では、普段どおり接する中で温かく見守ったり、声がけをしていく。
・本人が登校したときのできごとや思いを語ってきたら、それをじっくりと聞いていく。
・状況に応じて電話連絡などにより保護者と連絡をとりながら本人を支援していく。
※　「次は、いつ学校へ来ることにしようか。」といった約束を促すような問いかけなどは、厳に慎む。
基本的に不登校の子どもとは約束はしないということを心に留めておく必要がある。（Q19参照）

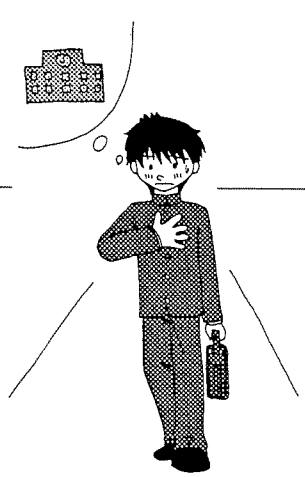

（Q21）　保健室登校等について、どう捉えたらよいのでしょうか。

保健室登校等は、不登校の前段階であったり、再登校の兆しであったりする。このような児童生徒は、教室には入りにくいが、学校には登校したい（しなければならない）という気持ちから、教室以外の場所に居場所を求めている。しかし、ただ単にそのような場所があるというだけで登校が可能になるわけではなく、そこに心のよりどころとなるような人の存在があってはじめて可能となり、意義あるものとなる。

1　保健室登校に至るまで

身体の不調を訴えて頻繁に保健室に来室してくるようになり、保健室を学校における居場所とした生活が始まる。

また、一方、不登校状態になった児童生徒が、何とか学校に行こうとすると、身体的、精神的に拒否症状がでてしまうなど苦しむ場合も多い。そうした時には、「苦しかったら、休んでいいんだよ。」と、学校に行かなければならないとの葛藤で苦しんでいる本人を解放してやることも、家族を始め周囲の関わりとして重要なことである。

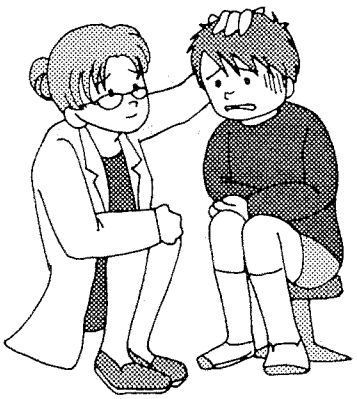

そうした経過の中で、本人から「保健室ならなんとか登校できるかもしれない。」と言ってきたり、保護者から申し出を受けたりすることから、保健室登校が始まることが多い。

2　保健室登校の考え方

不登校児童生徒が教室に入られず、保健室に登校している状況は、「あまやかしだ。」、「保健室にいることを許可するから、教室から気持ちがますます遠ざかっていく。」、「保健室の本来の機能とは違うのではないか。」、「保健室が居心地がよいと、ますます不登校傾向が深刻化する。」などと言われたりすることもある。校内で共通認識が得られていないと、教職員の中からもこうした批判が水面下でくすぶり、教職員間がギクシャクしたり、養護教諭が孤立化したりしてしまうことがある。

したがって、保健室登校を開始する前に次のことを確認し、周囲の関係者が共通理解を図り、チームを組んで対応することが大切である。

○本人が別室登校を望んでいるか。
○保護者が、別室登校を理解し協力が得られるか。
○教職員（担任・学年主任・校長他）の共通理解が得られ協力体制があるか。
○別室で受け入れる人や環境等の条件が整っているか。

3　保健室登校の教育的意義

不登校児童生徒が保健室にいることに意義はあるのか、という疑問の声があがることがある。しかし、教室に入ることができない子どもにとって、保健室にいることも否定されるなら、どこに居場所を求めればいいのか。

以下、その子にとっては保健室を一時の居場所とすることに、意義が見出せることについて述べる。

(1)　人との交流がもてる

不登校児童生徒は学級に入りたくても入られないという心理的状況にあり、切実な教師との人間関係を切実に求め、そのことから教室に復帰したいと願っている。保健室登校は、その糸口を保健室の養護教諭に求めているといえる。

保健室は、不登校児童生徒に対する養護教諭の目的意識的な営みによって家庭内から教室という特定な集団に位置づくための中間地として、貴重な場所といっていい。

例えば、保健室を訪れる生徒とも顔見知りになり、交流が生まれ、人間関係の輪が広がっていくこともある。

そして、現実に多くの場合、児童生徒は教室に戻っている。

(2)　学習権の保障

保健室で教室と同じような授業を受けるのは無理だとしても、それに代わる課題を出したり、ドリル的な内容について自学自習ができるものもある。保健室での生活が落ち着いてくると、自然に勉強にも目が向いてくる。

4　これからの課題

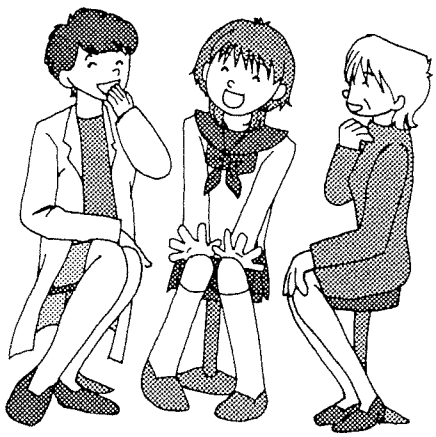

保健室登校の子どもとの関わりは、養護教諭が中心となることが多いが、養護教諭だけでそれを進めて行くには限界がある。他の教職員との十分な連携のうえにたって支援していくことが重要である。

そのために、養護教諭は、保健室経営の方針や状況を不断に教職員に伝達する方法を工夫する必

要がある。例えば、保健日誌の活用や週報の発行、校内ＬＡＮが整備されていればメールで配信するなどが有効である。また、保健室登校児童生徒を支援するチームを構成し、関係者それぞれが単独の思いや努力に終始することがないようにする必要もある。

また、他の教職員、とりわけ担任は、保健室における様子を不断に確認する姿勢を怠ってはならない。

そして、「甘え」とか「怠け」といった視点ばかりでなく、現実に保健室にしか来られない生徒がいることを、学校全体の問題として考えていくようにしなければならない。

（Q22）　不登校児童生徒の学習支援や評価の工夫には、どのようなことが考えられますか。

不登校児童生徒が、勉強を続けるには様々な方法があり、本人の状態やおかれている環境によっても様々である。教師が積極的に勉強方法を投げかけ、児童生徒が望んでいる方法を見つけだすことも必要である。次の調査結果のように、「公民館や図書館等の社会教育施設などのような学校以外の場所で勉強したい」といった意見も多い。

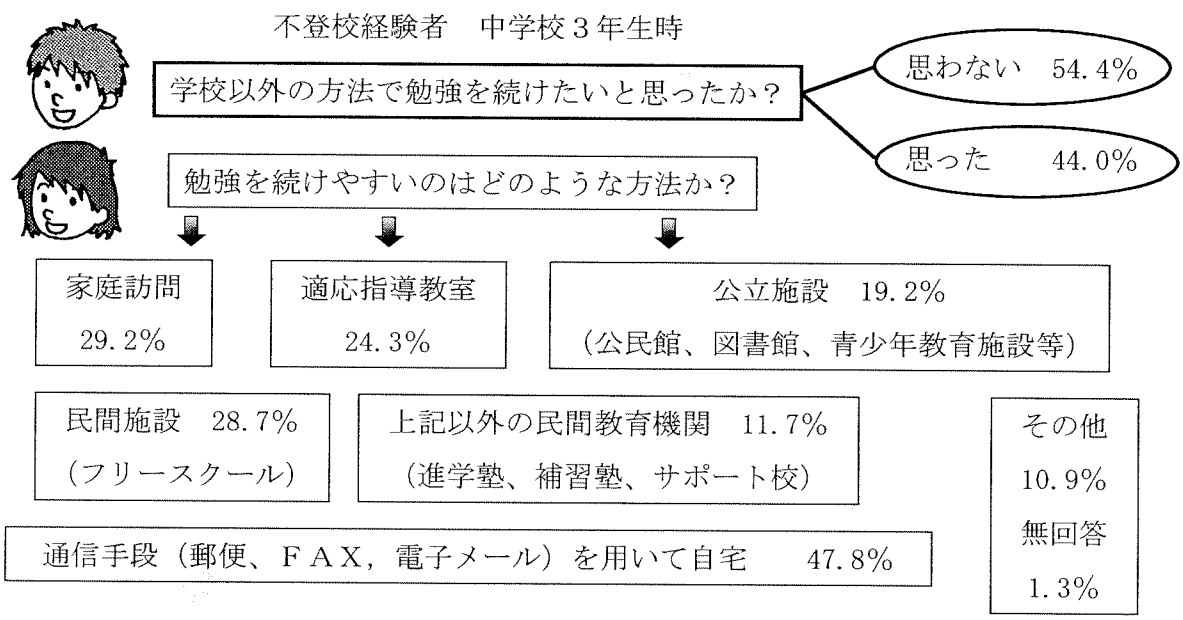

※「不登校に関する実態調査」（平成５年度不登校生徒追跡調査）

平成13年８月　現代教育研究会より

１　小・中学校における学習支援と評価の工夫

公的機関や民間施設に通っている児童生徒については、それぞれの機関と連絡を取りなが

ら、家にいることが多い児童生徒については、本人の意向を踏まえながら自学を支援したり訪問指導等によって学力保障を行うとともに、該当児童生徒の努力を積極的に評価に取り入れる必要がある。

評価に際しては、家庭や適応指導教室等での努力なども積極的に取り入れる。

また、指導要録上の出席扱いについては巻末資料を参照。

※　平成15年度から島根県の公立高校の入学者選抜が改善され、長期欠席者については、中学校長を通じて、「自己申告書」が提出できることとなった。これにより、生徒の意欲や抱負を志望高校に伝えることができるようになった。

ただし、本人の意向に添わない形で、高校進学を希望させたり、自己申告書を作成したりすることのないように留意する必要がある。

2　高等学校における学習支援と評価の工夫

中学校段階で不登校あるいは不登校傾向にあった生徒も、志を持って高等学校へ進学している。「個に応じた指導」の在り方を工夫していく中で、不登校生徒に対する指導の工夫や改善も必要である。

高等学校段階では、全日制・定時制・通信制といった課程の区分があり、普通高校と専門高校では教育課程が大きく違う。また、各学校ごとに教育課程を編成し、生徒の実態や所在する地域の実情にあわせて教科・科目の工夫も行われている。

ただし、「島根県立高等学校規程（第十条）」において、単位認定に関する出席時数が定められており、授業への出席が大前提となっている。

高等学校における支援は、次のようなことが考えられる。

(1)　学習指導

①　平素から、学習指導の在り方や生徒の成績状況に関して教職員間で十分な認識と理解に努め、特に学力面について悩みを抱える生徒に対してはきめ細かな指導が行われるようにする。

②　欠席がちの生徒に対しては、担任を中心に声がけや励ましを行う。また、教科担任と連絡を取り合いながら、欠席期間中の学習内容を伝達し、授業の進度に遅れないような指導をしていく。

③　教室へ入れない不登校傾向の生徒に対しては、上記の対応とともに、たとえば保健室や相談室などでの学習も視野に入れ、支援の在り方を考えていく。

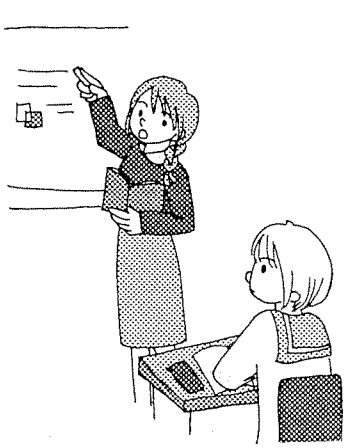

(2)　評価・単位認定

①　欠席がちの生徒や不登校傾向の生徒の努力を積極的に評価に取り入れる。

②　進級の認定に当たって、出席時数不足が生じた科目に

ついては、可能な限り不足時間数の補充等を行って単位の認定をしていく。

※　なお、「学校教育基本資料　－通知・通達等－」（島根県教育委員会発行）の「２．生徒指導関係」に掲載されている、「高等学校中途退学問題への対応について」（平成５年通知）の趣旨を十分に生かした対応が望まれる。

３　学校外における学習支援

代表的なものとして、市町村が行う適応指導教室や民間のフリースクールがあげられる。これについては、（Q24）で詳しく述べる。また、学校や各自治体が訪問指導等の取組もしている。

（Q23）　卒業を控えた児童生徒への支援や配慮には、どのようなものがあるでしょうか。

１　小学校卒業時における配慮

統計的に見ても、中学校入学後に不登校は増加する。これらの生徒の多くは、小学校時代から何らかの兆候を示していることが多い。

したがって、小学校卒業時と中学校入学後における小中学校の情報交換は重要である。

Ｑ１）不登校傾向の児童に関わる情報交換をする場合に必要な情報交換内容としては、どのような項目がありますか。

・小学校での欠席の状況。
・小学校での関わりで配慮・努力したこと。
・卒業時における本人や保護者の思い。
・関係諸機関等との連携状況。
・仲のよい友達。

Ｑ２）小学校６年生の段階で、中学校へのスムーズな接続を考慮した取組が必要であると言われますが、どのような取組がありますか。

・教科担任制への移行も考え、交換授業等を取り入れるなど、複数の教員での指導体制をしく。
・中学校の授業参観、部活動参観を取り入れる。
・中学校の教員とＴＴを組んで授業する。

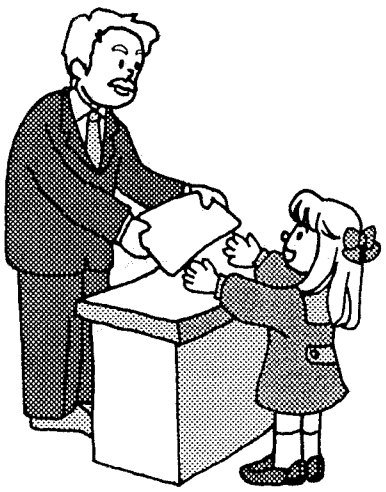

Ｑ３）中学校入学をきっかけに、小学校において不登校であった児童が学校に行くようになる場合が多く見られると聞きますが、配慮事項を教えてくだ

さい。

・中学校の教員が、不登校の児童やその保護者と人間関係をつくっておくことは入学に向けての不安を軽減することになる。

・入学式当日の学級の印象は重要である。友達との交流がすすむようなふれあいの場を工夫する必要がある。

2　中学校卒業時における配慮

不登校又はその傾向にある生徒は、多くの場合、欠席日数が多くなるに従い、進路希望を教師に伝えにくくなっている。また、自信をなくしている場合が多い。教師は、該当生徒に対して、次の図に示すことを念頭に置きながら配慮をもった進路指導をしていく必要がある。

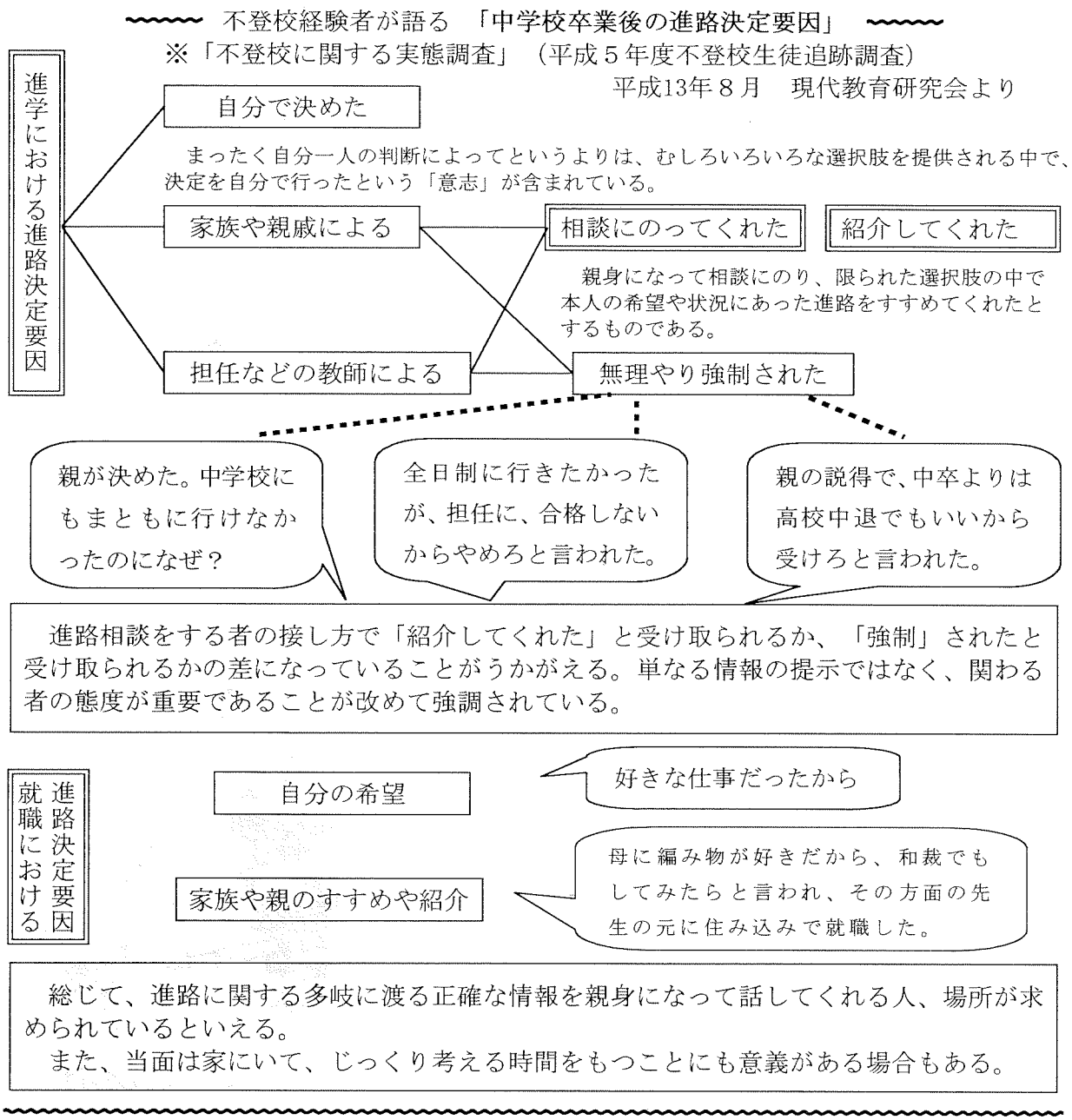

3　高等学校における配慮や支援

(1)　卒業に向けての支援に全力を尽くす

まず、不登校傾向にある生徒は、自分自身の欠席日数の多さにより、卒業ができないことへの不安を持っている。担任は、家庭訪問等を通じて生徒と気持ちを通わせ、その思いを理解していくことが重要である。

卒業については、所定の単位数を修得していることが必要である。（Q22）でも述べたように、欠席がちの生徒や不登校傾向の生徒の努力を積極的に評価に取り入れ、可能な限り不足時間数の補充等を行って卒業ができるように、全教職員で支援をしていくべきである。

欠席がちの生徒や不登校傾向の生徒にとって、「卒業ができた」ということは何よりの喜びである。卒業後、自分の進路について思いをめぐらし、将来をしっかり見つめるようになっていくことも多い。

(2)　生徒の意向を尊重しながら進路等について共に考える

不登校傾向の生徒が進路等について相談をしてきた時には、担任は親身になってその話に耳を傾けていく。そして、決して誘導的になることなく、本人の希望を尊重しながら必要に応じて様々な情報の提供を心がける。

※　卒業に関しても、「高等学校中途退学問題への対応について」（平成５年通知）の趣旨を十分に生かした対応が望まれる。（Q22参照）

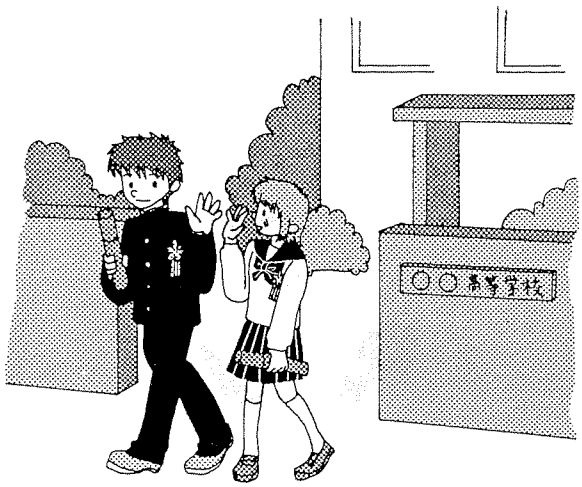

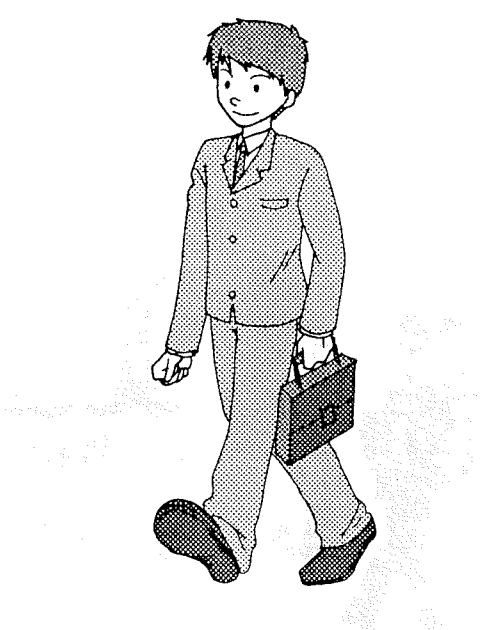

第５章　関係諸機関等との連携

（Q24）　関係諸機関等には、どのようなところがありますか。その特徴は何でしょうか。
また、その関係諸機関等との連携はどのようにしたらよいでしょうか。

学校は不登校の児童生徒やその保護者に対して、学校全体で支援チームの体制を組み、家庭訪問や電話連絡など様々な方法をとりながら、親身な関わりをしていく必要がある。

しかし、子どもや家庭の状況によっては、学校の努力だけでは限界がある場合も多く、教育センターや適応指導教室、親の会またスクールカウンセラーなどの関係諸機関等との連携が必要となる場合もある。

関係諸機関等との連携を図る上で最も留意する点は、連絡を密にとりながら子どもを支援するということである。任せきりにするなどの疎遠な関係では支援はおぼつかない。密な連携に立ったネットワークを築いていくことが重要である。

次に、各関係諸機関等とその特徴について紹介する。

１　教育センター

島根県教育委員会所管の機関であり、教育相談事業を行っている。児童生徒の不登校はもとより、学業、性格、行動、身体や精神の健康、進路、適性などにかかわる問題について、保護者、児童生徒自身、学校の教員からの電話や面接による相談を受ける。ただし、児童生徒との面接相談を行うに当たっては、保護者からの申込み手続きが必要である。

面接相談の申込みがあると、児童生徒の状態を検討した上で、児童生徒と保護者の相談担当者が決まる。不登校で家に閉じこもって、出て来られない場合は保護者だけと面接することも多い。一般的には１～２週間に１回程度、来所しての継続相談を行っている。実際の相談形態としては、保護者に対してはカウンセリング、児童生徒に対しては遊戯療法あるいはカウンセリングを行うことが多い。

遊戯療法は児童生徒と相談担当者とが「遊び」を通して気持ちを開放し、主体性を伸ばしていくことをねらいとしている。

学習の支援は、行っていない。

２　適応指導教室

適応指導教室とは、市町村が不登校児童生徒に対して学校復帰を目指す目的で、学習の場や集団活動の場を提供し、学校以外の場所に設置している施設である。一人一人の状況に応じて「心の安定を図る」、「生活リズムの回復を図る」、「学習の援助を行う」、「自立への援助を図る」等の支援活動を在籍校と連絡を取りながら行っている。

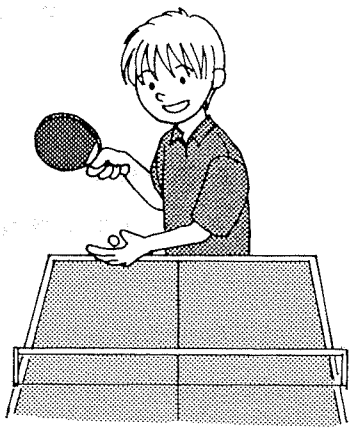

指導内容や指導方法等は、児童生徒の興味・関心・能力等に合わせて、それぞれ独自のプログラムを組み、必要に応じて新しい経験や学習に取り組むよう配慮している。また、集団生活を通して自立心や社会性、協調性の伸長を図るために、スポーツ、園芸、工作、料理、遠足、社会見学等を行っている。更に、学習の遅れやつまずきの解消を目指して教科指導等も行っている。

適応指導教室は、当該の市町村の児童生徒のみならず、近隣の市町村の児童生徒も通室等ができる。平成15年４月１日現在では県内に11の適応指導教室がある。（巻末資料参照）

なお、適応指導教室は設置していないが、教育相談の窓口を設置し教育相談を行っている市町村もある。

３　民間施設

公的な関係諸機関以外にも、民間の相談・指導施設において、不登校の児童生徒への居場所の提供、相談、あるいは学習支援が行われている。

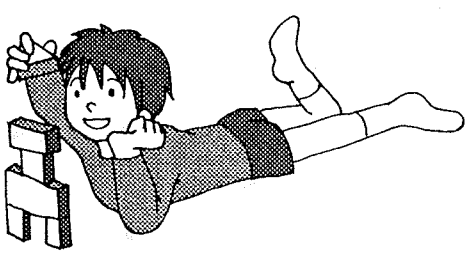

県内では、平成15年４月１日現在で、３カ所の民間施設が開設されている。（巻末資料参照）そこでは、レクリエーション、スポーツ、創作活動、個別学習、ボランティア活動、自然体験活動など、民間の立場を生かして、幅広く、柔軟な、子ども中心の様々な活動と出会いの場を提供し、支援している。

４　児童相談所

児童相談所は、児童福祉法の規定により都道府県が設置している。職員として、児童福祉司、心理判定員等の職員が配置されている。

各地域の18歳未満の児童（児童福祉法にいう「児童」）に関するいろいろな問題について、家庭、その他からの相談を受ける。児童相談所は、必要な調査、並びに心理学的・教育学的・社会学的見地から診断を行い、その調査、診断に基づいて必要な助言・指導や継続指導を行っている。

また、必要に応じて児童福祉施設への入所措置を行い、緊急に児童の保護を要する場合には児童を一時保護する。

したがって、不登校の理由として、深刻な家庭内の問題（虐待等）が懸念される場合には、児童相談所との連携が必要である。

5　精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは精神保健福祉法に基づいて都道府県に設置され、地域住民の精神保健に関する指導等を行う行政機関である。専門的職員として、医師、保健師、精神保健福祉士、心理技術者が配置されている。

精神保健に関わる様々な相談について、来所及び電話での相談に応じている。また、不登校や引きこもりをはじめとする思春期・青年期の相談にも対応している。

平成14年度からは引きこもりの問題を抱える保護者を対象に「引きこもり」家族教室も実施している。

6　スクールカウンセラー

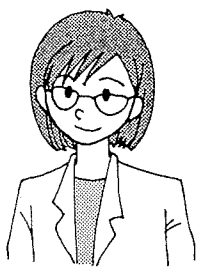

スクールカウンセラーは、学校におけるカウンセリング等の充実のために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者であり、臨床心理士や精神科医、大学の心理系教官等が当たっている。

スクールカウンセラーは、臨床心理の面から子どもや家族と接しながら支援を行っている。スクールカウンセラーの配置は平成７年から行われており、不登校をはじめとする学校における生徒指導上の諸問題の解決に向けて学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

7　民生児童委員

民生児童委員は、国から委嘱された無報酬のボランティア制度であり、その仕事は一言で言うと、「住民の立場に立った、身近な福祉の相談相手」といえる。

身近な地域での、子どもやお年寄りの問題、また体に障害のある人や母子・父子家庭への支援、生活保護など、日常生活での様々な問題について、相談やアドバイスを行っている。

さらに、児童問題を専門に扱う主任児童委員も配置され、いじめや虐待などの問題に対処している。

（Q25）　不登校の子どもをもつ親の会について教えてください。

島根県内でもいくつかの親の会ができており、同じ体験をもつ者同士話し合い、学び合う場になっている。活動内容は定期的に集まってお互いに話をしたり、時には子どもを交えてレクリエーションをするなど様々である。次に、ある参加者の感想を紹介する。

～前略～

我が子が不登校になって３ヶ月ぐらいの時でした。子どもは登校を促さなければ，落ち着いた状態で、それなりに家庭では平和な日が続いていました。

しかし，私は自分の子育てのことでかなり落ち込んでいる時で、仕事の関係で頻繁に関係機関に相談に行くこともできず、一人悩んでいる時期でした。職場の人に子どものことを話したところ，不登校の親の会を紹介されました。その時は知らない人に話をすることに抵抗があり、愚痴を言ってもしかたがないという気もしました。

～中略～

初めて参加した私を気遣っていただき、不登校のきっかけ、今の状態，子育ての悩み、家庭内の人間関係、これからの不安などたくさんの話を聴いてもらいました。皆さんがほんとうに真剣に聴いてくださり、久しぶりにすっきりした気持ちになりました。それまでは、無理をして学校の話をしないようにしたり、いつも「どうして学校に行かないのか」と悶々と考えたりする日々でした。

～中略～

何度目かの会で、あるお母さんが、「どうしても子どもに期待してしまうのよ」と言われたとき、私はハッとしました。勉強のことなど、私も子どもに大きすぎる期待を寄せていたことが頭をよぎりました。今まで主人にも、学校の先生にも指摘されたことでしたが、自分の中で「これくらいは誰も思っていること」と考えていたように思います。

この会に参加し、「今は子どもにとって必要な時間」と考えることができるようになりました。今でも学校に行かない我が子を見るにつけ、これでいいのかという悩みやこれからどうなるのかという不安が押し寄せてきます。しかし、親の会に参加することで、もう一度「子どもを信頼しよう」という気持ちになることができます。

親の会に参加した方々の気持ちを紹介すると、次のようである。

- 自分の悩みなどを聴いてもらえたり、気持ちを分かってもらえたりする場があり、気持ちが和らいだ。
- 自分一人が苦しんでいないことがわかり、気持ちが楽になったり、勇気が湧いてきたりした。

・具体的なアドバイスをもらえたり、フリースクール、居場所、通信制、定時制、専門学校、職業訓練校、大検などの情報が得られたりし、希望が見えてきた。
・自己の生き方を見直す良い機会となった。
・学校に行かない時期があっても、子どもたちは、しっかり自分の道を切り拓いて行っていることを知り、希望がもてた。
・学校に対して、どのように本人・保護者の意向を伝えていったらよいかが分かってよかった。
・不登校を否定的に見なくなった。

（Q26）　不登校生徒の方向（進路）選択にはどのような事例があるのでしょうか。

※　以下の事例は実在したものを取り扱っているが、本人が特定できないように一部フィクション化している。

1　A子の場合

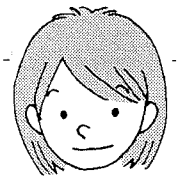

小学校
↓
中学校
↓
高校入学
↓
通信制高校
↓
大検受検

・何事にも一生懸命に取り組む性格であったが、家庭の中では孤立感をもっていた。

・２年生の時に学校を休み始める。体調が悪いと言わなければ皆に自分の気持ちのしんどさがわかってもらえなかったとA子は訴えた。

教育センター

・入学はするが、自分にとって学びたい場ではないと感じ、休み始める。

・相談員に自分の気持ちを話すことで、少しずつ自分の考えを整理していく。

・年度末に、自分が考えていることを教員に話して転学する。

・教育センターでの話し合いを続けながら通信制高校に通い、ボランティアに取り組む。

・アルバイトをしながら、１年に数科目ずつ大学検定を受検する。

2　B男の場合

小学校
↓
中学校
↓
職業訓練校
↓
就　職

適応指導教室

・５年生の時、不用意な担任の一言がきっかけとなり不登校となる。

・生活リズムが乱れ、昼夜逆転の生活に陥る。

・週２～３回の割合で適応指導教室に通い始める。

・中学校に入学後も不登校状態は続く。

・適応指導教室では、自分の好きな木工細工等を手先の器用さを生かして熱心に取り組む。職場実習では工務店に行き、作る喜びを知る。

・朝早い電車で職業訓練校に通い、実習を通して自信をつける。

・職場実習を行った工務店に就職。将来の夢は、自分の家を設計し建てること。

3　C男の場合

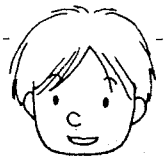

中学校
↓ 転校
高校入学
↓
短大入学
↓
就　職

↑ 適応指導教室 ↓

・１年生の時に不登校となる。
・２年生の始めに転校し登校を始めるが、数ヶ月後に再び不登校となる。
・３年２学期に入り、高校受験を目指して登校を始める。
・志望校に入学し、３年間で卒業。

・志望短大で２年間を過ごす。
※中学校転校後から適応指導教室に通級し、高校入学後は自分を見失いそうな時に訪問した。
・就職　→　在宅　→　転職　→　在宅　→　…
・転職と在宅を繰り返しながら自分にあう職業を探している。

4　D男の場合

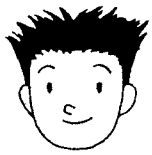

中学校
↓
通信制高校
↓
大　学

・２年生夏休みの終わり頃から微熱が続き風邪のような症状。２学期に入ってからも体調が悪く登校できない。その後、卒業までほとんど登校できなかった。
・受診した思春期外来の担当医から「行きたくても行けない」状態と告げられ、D男と両親は精神的に落ち着く。
・D男の夢を実現させるには高校そして大学への進学が必要であるが、体力的にも学力的にも不安が強かったので、自分のペースで学習できる通信制高校に入学を決める。
・当分は日曜スクーリングの出席だけを目標に体調を整える。
・２年目の中頃から月曜スクーリングにも参加するようになり、自分のペースで勉強できるこの学習スタイルが、自分にあっていると気づく。
・生徒会役員を引き受け、その活動を通して充実感を味わう。また、年齢や経歴が様々なクラスメート等との交流によってその楽しさと意義を知る。
・将来を見据えた大学に入学し、現在に至る。

※　通信制高校：自宅で勉強してリポートを作成し、その添削指導を受けることを中心に学習を進める。２週間に１回程度登校して面接指導（スクーリング）を受ける。卒業は３年間で可能であるが、単位制であるため自分のペースで勉強

し、何年かけてもかまわない。県内には、松江北高等学校及び江の川高等学校に設置されている。

5　E男の場合

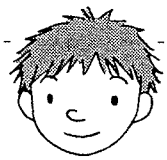

小学校
↓
中学校
↓
K高校入学
↓
大学

- ３年生の時に不登校傾向を示す。
- ４年生から６年生までは一切学校には登校せず、家で過ごす。
- 卒業証書は、校長室でもらう。
- 中学入学後も登校はせず、音楽を聴いたり読書をしたりして過ごす。
- 中２になって、友達が遊びに来ると話しができるようになる。
- 中３になると、県外の全寮制のＫ高校への進学を目指して、前向きに準備をするようになる。
- 当初は寮になじめなかったが、自分から対人関係を築いていく。
- 生徒会の役員となり、学園祭の運営に積極的に関わる。
- アルバイトをしながら通学のできる、大学夜間部への進学を目指して学習に励む。
- 志望する大学に推薦で合格する。
- アルバイトと学業の両立のために努力をしている。
- 休日には、すすんでボランティア活動に取り組んでいる。

6　F子の場合

小学校
↓
（親の会）　フリースペース
↓
通信制高校
↓
アルバイト

- 入学式の日から学校に疑問をもつ。
- 学校は色に例えると鉛色の感じがして、２年生半ばから行かなくなる。
- 民間のフリースペースを時々利用しながら、家をベースに自由に過ごす。（保護者：同じ体験をした者同士の学び合いの中から、学校に行かない生き方もあることを知る。）
- ５，６歳の頃から触れていた東南アジアの伝統音楽・民族舞踊にだんだんひかれていく。
- 東南アジアに行き、芸術大学の教師や学生から直接音楽・舞踊を学ぶ。
- 現在、舞踊を生涯続けていきたいという夢をいだき、アルバイトをしながら学んでいる。

第６章　対応の事例

（事例１）　朝になると泣いて登校をいやがっていたが、母親とともに登校しながら段階的に不登校の状態をなくしていったＡ男の事例（小１）。

１　状　況

Ａ男は、小学校に入学してから１ヶ月後、朝になるとおなかが痛いと言って泣き出し、登校をいやがるようになった。母親が無理矢理学校に連れていき、母親だけ帰ろうとすると、激しく泣いて抵抗した。家では、母親にべったりくっついて離れようとしなかった。祖父母が厳しく叱ったが、効果がなかった。

２　対　応

①　Ａ男は、母親が一緒にいれば登校できるということで、しばらくの間は、母親と一緒に登校することとした。最初、母親は教室の後ろで見ていることとし、Ａ男の様子をうかがいながら、次の段階は廊下から、そして、その次の段階は保健室で待機するというように、段階的に離れていくことを考えることとした。

また、Ａ男と一緒に登校した母親は、養護教諭が親身になって相談にのり、母親の情けない気持ちや焦る気持ちを聞きながら、一緒に悩み共感的に苦しんだことで、母親にとっての不安の軽減につながった。

②　家庭では、祖父母を含む家族全員が、Ａ男に期待するあまり、Ａ男が考え自分で決めて行動する前にあれこれと指示したり、失敗させないようにしたりしてきたことに気づいた。そして今後は、そのようなかかわりを控えて、Ａ男が自分の気持ちを表現するのを待ったり、Ａ男ができることをほめたりするようにしようと、みんなで話し合った。

母親は、Ａ男の「傍にいてほしい。」という要求をしっかり受けとめ、家庭でＡ男と過ごす時間をできるだけ多くもつように努力した。

また、仕事で忙しかった父親も、休日にはＡ男と遊んだり、一緒に入浴したりして積極的にＡ男とかかわりをもつようにした。

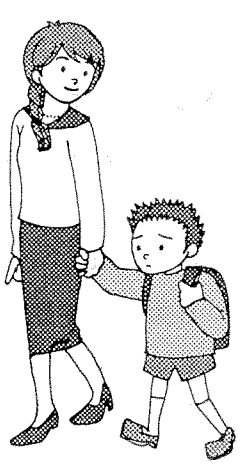

③　担任は、学校がＡ男にとって安心して過ごせる場になっているかについて見直し、Ａ男が学級の仲間とかかわりをもつように、意図的に、それとなく働きかけをした。Ａ男を誘って、休憩時間に学級の仲間と鬼ごっこをして遊ぶようにしたり、Ａ男の好きな亀を教室で飼うことにし、Ａ男が世話をすることによってＡ男にしかできない役割をつくったりして、学級の中にＡ男の存在感を増していった。

3　考　察

小学校１年生の時には、小学校の生活にうまくなじめず登校をいやがることがある。

まず、学校が１年生の児童にとって安心して過ごせる場になっているかについて見直した上で、もし、母親が一緒だと登校できるようであれば、登校を続けることを第一に考え、家族に協力を依頼する。そして、事例のように、本人の気持ちに添って段階的に母親との距離をとっていくことも有効である。

ただし、母親の存在という安心感に替わるもの、つまり、担任との心のつながりや学級の仲間との心のつながり、学校で生活していけるという自信などが本人の心の中に芽生えてくることが大切である。

つい早く学校に適応させようとして、家族も学校も本人のペースを考えずに本人への要求をしてしまいがちであるが、本人が今できることを認めたり、本人が自分で行動を決めることができるような支援をしたりして、本人の自立心を育てていくことが本人の成長にとって必要なことである。

保護者の気持ちが安定し、児童の心身の状態に合わせて児童が活動を始めるのをゆったりと待ったり、適切な働きかけをしたりしていけることは、児童にとって何よりも大きな支えとなる。そのような保護者の気持ちの安定のために、学校は保護者の話をしっかりと聴き、ともに考えていく姿勢をもつことが大切である。

これらの児童の中には、幼小時に周囲の人が安定した気持ちでかかわれなかったことが影響し、もう一度周囲の人とのつながりを確かめたいという気持ちを無意識のうちにもっている場合もある。もし、家族の間でそのようなことを振り返ることができれば、改めてその児童との関係をより強いものにしていくことも意味のあることである。

なお、子どもにとって、幼稚園や保育所から小学校に入学して、とまどいがあるのは当然である。集団に入られなかったり、落ち着きなく立ち歩いたりすることがあっても、指導の中に寛容さももちながら、子どもの目線に立って学級経営を工夫していくことが大切である。

（事例２）　集団になじめず不登校になったが、担任や級友との遊びを通して相談室登校を始めたＢ男の事例（小４）

1　状　況

Ｂ男は３年生の１月下旬より発熱、腹痛等の理由で徐々に欠席が増え始めた。学校では友人も少なく、遊びや学習においても自分から進んで行動することは少なかった。また、発表場面では極度に緊張するときもあった。夏休みの課題等は保護者の手助けもあって、いつも入賞するような作品を作成していた。

４年生の始業式には登校したが、その後は休むことが多かった。保護者が強く登校を勧めると、腹痛のためトイレから出られなくなったり、夜寝ているときにうなされたりするようになった。

２　対　応

(1)　当面は無理に登校を促さず、家庭でＢ男の心の安定を図ることを保護者と確認した。また、学級担任はＢ男との関係づくりのため、放課後、家庭訪問し、Ａ男と一緒に遊ぶようにした。はじめは控えめな態度であったＢ男も、少しずつ活発な動きができるようになり、ときには学級の他の児童も交えて遊べるようになった。

(2)　管理職や学年主任も家庭訪問し、保護者との関係をつくることに努めた。その後、保護者は、Ｂ男の現状と親としてのかかわりについて、担任に相談をするようになった。

(3)　Ｂ男の気持ちがほぐれてくると、放課後の登校や相談室登校を学級担任から提案した。Ｂ男の状況については、職員朝礼や職員会等で報告を絶やさず、今後の方針については、他の教職員の指導・助言を得ながらたてていった。

(4)　６月の下旬には相談室登校をすることができるようになった。教頭、養護教諭、学校事務職員、校務技師などできるだけ多くの職員がかかわり、Ｂ男と一緒に作業などをするようにした。また７月になると、業間に学級の友人が相談室に遊びに来るようになり、Ｂ男も図工の時間に学級に行きたいと言うようになった。

３　考　察

(1)　遊びを通しての人間関係づくり

子どもの心を安定させ、教師や友人との人間関係を深めるには、その子どもの好きな遊びを一緒にすることが有効である。本事例でも学級担任や友人との遊びを通して、Ｂ男の気持が開放され、人とのつながりをもつことにおいて自信がもてるようになったと思われる。

(2)　家庭との連携

保護者との信頼関係を築く中で、学校側からの提案や説明を行うことが大切である。学校側の誠意ある親身な対応が保護者に伝わることで、保護者から担任等に不安や悩みを相談できる雰囲気ができるものである。保護者とともに悩み、考えることのできる関係づくりこそ生徒指導の基本であることを、常に念頭に置いて対応していくことが重要である。

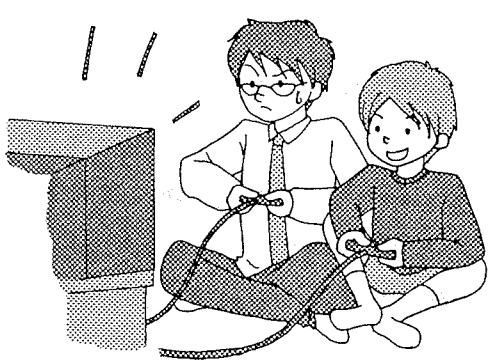

(3) 校内における支援体制

全職員が子どもの状況を理解し、対応について十分共通理解を図っておくことが必要である。全職員で受け入れの体制をつくり、きめ細かにかかわったことが、B男に充実感を与え、次の行動への安心感や自信につながっていったものと思われる。

（事例３） 学級担任の生徒理解が深まり、登校を促すかかわり方から柔軟な対応に切り替えたことで、少しずつ登校できるようになったC男の事例（中１）

１ 状　況

C男は収集していたカードゲームのやりとりをめぐる友人とのトラブルをきっかけに、小学校５年生から休み始めた。その後、中学校に進学しても不登校が続いた。休日には怠学傾向のある上級生とゲームセンターで遊んだり、好きなことだけしたりしているように見えた。学級担任が家庭訪問をして登校を促すと、C男は「明日は行きます。」と言うが、実際には登校しなかった。母親から「無理に登校させようとすると腹痛や下痢が起きてしまうので、そっとしておいて欲しい。」と学級担任に申し入れがあった。

２ 対　応

学級担任は少し間隔をおきながら家庭訪問を続け、母親やC男の話を聴いた。そうした経過の中で、C男が単に怠けから登校しないのではなく、時々起きる腹痛や頭痛が原因であることが理解できた。そこで、無理に登校を促すのをやめ、興味をもっている歴史上の人物や地図に関することを話したり、それに関する本を届けたりするなどの対応をしていった。

家庭訪問を続ける中でC男と学級担任との関係が深まり、徐々に学校の話題にも抵抗感がなくなった。また、「学校に行ってみたいけど、授業中指名されて答えられなかったらどうしよう、と思うとおなかが痛くなる。」と自分の気持ちを語るようになった。学級担任は家庭訪問の際に、学校での学習内容を少しずつ計画的に勉強させてみることを母親に提案する一方で、自分の担当教科でもあり、C男が好きな社会科を一緒に勉強することにした。そうするなかで徐々に学習に興味を持ちはじめ，自信を回復してきた。

３学期になって「社会科の授業から登校してみてはどうか。」と働きかけるなかで、日程について本人や母親と相談し計画を進めた。その結果、C男は社会科の授業に出たり、給食を食べてから帰ったりすることができるようになった。

学級担任は他の教科担任とも連携し、C男への対応について共通理解を図っていった。このような状況の中でC男は少しずつ学校にいる時間も多くなり、参加できる授業が増えていった。

そして、２学年に進級後は、時々相談室に顔をのぞかせることはあるものの、家庭での不定愁訴はなくなり、ほとんどの授業に参加できるようになった。

３　考　察

本事例では、担任等の次のようなかかわりが、Ｃ男の再登校につながっていったと思われる。

○　家庭訪問を継続することにより、生徒の内面理解が進み、受容的な関わりの中で教師との信頼関係が深まったこと

○　その関わりをとおして、Ｃ男が学校に関心をもちはじめたタイミングを逸することなく保護者とともに働きかけたこと

○　他の教員にＣ男の様子を伝え、共通認識に立って対応したこと

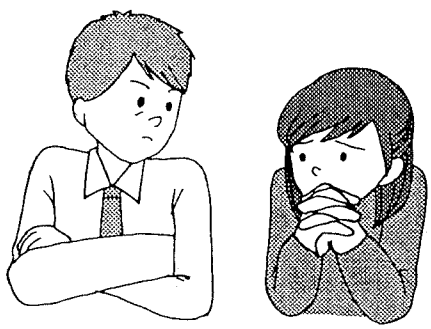

不登校の対応の基本は、保護者と学校が緊密に連絡を取り合うことである。そして、対応については、子どもの状態に合わせ、また、子どもと相談しながら可能なところから細かなステップを設定し、対応していくことを考慮する必要がある。

（事例４）　悪口メモを書いたと疑われ不登校になった中学１年生のＤ子が、２年生の始まりを期に再登校できるようになった事例（中１）

１　状　況

Ｄ子は小規模校の出身であり、中学生になってから他の小学校出身の仲の良い友達ができた。11月の半ば頃、その友達の下駄箱から悪口のメモが見つかり、Ｄ子はその筆跡からメモを書いた犯人だろうと、級友から疑われた。Ｄ子は否定したが、そのことが不登校の直接のきっかけとなった。

そうした状況の中で、事情を知った担任はＤ子に話を聞いたが、Ｄ子は「自分はやっていない。」と強く否定した。Ｄ子は、担任にも疑われたと感じ、翌日から学校を休んだ。母親は、Ｄ子が担任からも疑われていると聞き及び、学校への不信感を募らせていった。

数日後、保護者の希望もあって、保護者と管理職、担任との話し合いの場を設定した。そこでは、出来事の一部始終を話し、今後の対応について話し合う予定であったが、保護者の感情が高ぶり、メモを書いたのが本人であるかどうかをハッキリさせて欲しい、対応が生温い、もっときちんと対応してほしい、と学校側を追求することに終始し、話し合いにならな

かった。

学級では、関係のある友達に対して、筆跡が似ているなどあてにならない証拠で犯人を決めつけるのはいけない、ということ、また、D子は、「書いてない。」と言っているのだから信じることが大切であるということを話し、そうした学級における対応を保護者に伝えたが、保護者は納得しなかった。

その後もずっと本人は学校を休み続け、３学期になっても登校できなかった。３学期を迎えた頃に、保護者はD子が書いた遺書のような文章を目にして、慌ててスクールカウンセラーに相談した。スクールカウンセラーは、まず保護者が落ち着きを取り戻すことが先決と考え、継続的な関わりをとおして精神的なバックアップに努めた。担任に対しては、学校とのつながりを切らないように、手紙などで学校の様子を伝えることが大切であること、強引な家庭訪問は控えた方がよいことなどを助言した。

D子は、ほとんど家から出ずに、本を読んだりテレビを見たりして過ごし、その後も学校を休み続けた。

２　対　応

学校は、３学期に向けて担任、養護教諭、学年主任を中心とするD子のミニサポートチームをつくり、対応について協議しながらすすめていくようにした。そのことで担任一人ではどうしても困難なことも、他の教職員の協力により、具体的な対応を図ることにつながった。対応の基本方針として、学校とD子とのつながりを絶たないようにするということを共通理解した。

具体的な対応として、友達と接することで孤立している心が癒されるのではないかと考え、本人と良好な関係にある友人が訪問する機会を設定したり、養護教諭が様子を見に行くなど、本人との接触を図るようにした。また、担任は学校の様子を知らせる手紙を週に２回程度書いて届けた。学級の生徒もクラスの様子を手紙に書いて届けた。

D子は次第に心を開いて、３学期半ばには養護教諭に会って話をすることができるようになった。そして、学級の友達と放課後に外で一緒に遊びたいという要望をもつようになり、それに友人も応えて一緒にプリクラをとったり、買い物をしたりといった時間がもてるようになっていった。

結果として３学期は１日も出席できなかったが、ミニサポートチームは、２年生の新学期が一つのチャンスと考えて準備を行った。まず、クラス分けに配慮した。D子と問題のあった友達とは同じクラスにならないようにし、さらに、良好な関係にある友達が彼女をサポートできるように考えた。次に学級担任や教科担当教員を考慮し、D子が新たな気持ちでスタートできるようにした。

始業式の前日に次期担任が家庭訪問を行い簡単に挨拶をした。翌日から、本人は登校を再開した。１学期中は、多少学校へ行きたくないといった様子も見られたが、その後、欠席は

ほとんどなく卒業まで登校し続けた。

※　学級内の友達関係の具体的な改善については（Q18）参照

3　考　察

(1)　直接のきっかけとなった犯人扱い

学校では、不確かな証拠から一人の生徒が犯人扱いされるということが時として生ずることがある。その時の担任（学校）の対応によっては、この事例のように子どもの心が深く傷つき不登校につながるケースがある。

このようなトラブルが担任の耳に入る頃には、すでに子ども同士でたくさんのやりとりがあり、お互いが大なり小なり傷ついている。特に、犯人扱いされた者は深く傷つき、学級内での居場所すら保証されないケースもある。

担任として、まず必要なことは的確な状況判断である。多数の意見に流されることなく、お互いの気持ちをじっくり聞くこと、必要に応じて他の教員の応援を求めること、担任一人で抱え込まないこと等が大切である。

この事例では、担任がD子や他の生徒から話を聞き、状況を把握しようと努めたと思われるが、担任の心の中にD子を疑う気持ちが先行してはいなかったか、D子を信じているという思いを基盤として接する姿勢に欠けていたのではないかという懸念が残る。教育の基本は、信頼である。該当者が否定しているにもかかわらず、疑わしきを必要以上に問いつめることは、教育の機能とはかけ離れたものである。もし、D子が担任に疑われていると感じたとしたなら、D子の学級（学校）での居場所はない。級友から犯人扱いされたと感じたD子にとっては、担任の信用こそが心の支えとなる。このことを担任をはじめとする教職員は十分に認識しておく必要がある。また、学級経営上でも、状況判断だけで短絡的に人を疑うことのない、信頼について醸成していく取組が継続的・日常的に実践されなければならない。

(2)　保護者への対応

この事例では、保護者は担任（学校）の対応に不信感を抱いた。不信感を与えた対応こそが、解決の長期化及び不登校の継続へとつながった。一度抱いた不信感を払拭するには、かなりの時間と労力を要すだけに、初期の対応には十分過ぎる気配りが必要である。この事例の場合は、D子への対応と同様に、D子を守るという担任の強い姿勢を示すことが重要であった。

子どもの欠席が長引くに連れて、子ども自身はもちろん保護者の思いも激しく揺れ動く。子どもとのつながりを切らない努力とともに、保護者の思いに沿いながら、連携した取組

ができるような保護者への働きかけが必要である。

(3) スクールカウンセラーの相談活動

スクールカウンセラーは、第三者的な立場で教員とは違った視点から、心理の専門的な相談活動を行っており、この事例でも、スクールカウンセラーの助言・指導が大きな効果を上げている。学校としても、スクールカウンセラーをはじめ各種関係機関等との連携を図り、よりよい教育相談体制の確立が必要である。

(4) 学校の支援体制

担任主体の対応から、チームによる対応に切り替えた支援体制づくりは高く評価できる。そして、チームでの働きかけも有効であった。保護者にとっても、一人の担任でなく学校が動いたとの受け止めは、心強く、学校が失った信頼を回復するものであった。

また、学年始めに向けた取組は、下記の表が示すとおり好機であり、D子も周囲の思いに自然にのることができたと思われる。

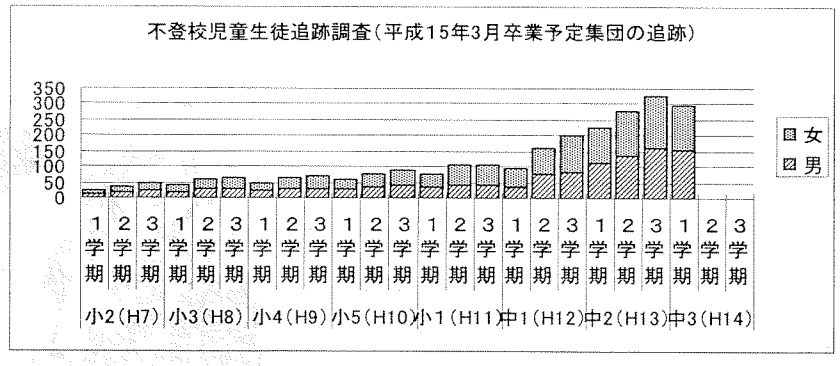

(5) この事例中には、D子に対する人権侵害があり、関係者は、反省、謝罪し、D子の名誉回復を図ることが重要であることは言うまでもない。

（事例５） 校長を中心とした支援チームで対応したＥ男の事例（中３）

1 状　況

Ｅ男の通う中学校は、同級生が30人程度の小規模校であり、中学校区内には１つの小学校しかない。Ｅ男は、中１の２月から、同じクラスのＢ男を中心とするグループから仲間外しにあうなどの心理的苦痛を訴え登校しなくなった。

Ｅ男とＢ男の両親は親しい間柄であり、速やかに両者の関係は修復できるかに見えた。しかし、Ｅ男の心には釈然としないものが残っており、２年生になって始業式には出たが、次の日から全く登校しなくなった。着任したばかりの担任が家庭訪問しても全く会うことができず、５月頃から家庭内で暴力をふるうようになった。このような状況から、学校は担任を中心とする支援チームから校長を中心とする支援チームへの転換を図り、校長が家庭訪問を

するようになった。学校が校長以下対応していることの誠意が伝わり、Ｅ男は面会に応じるようになった。

Ｅ男の不登校は中３になっても続いた。中３の２学期末から、進学への気持ちが強くなったＥ男は、教室には入られないものの自学室で進学に備えての学習を始めた。

結果、卒業式には参加し、高校入学も果たした。そして、高校進学後は、毎日登校している。

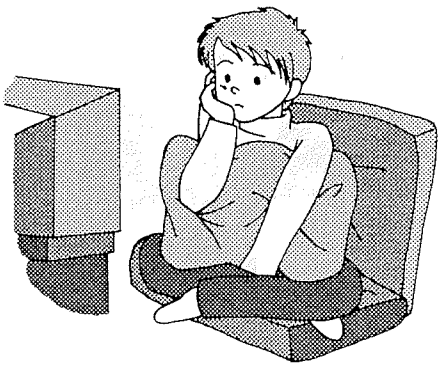

２　対　　応

(1)　支援チームの編成

学校が校長を中心とする支援チームに切り替えた事情は、Ｅ男が新しい担任を拒否したためである。支援チームの構成員は、校長、担任、養護教諭、校務技師であった。担任は、Ｅ男の両親とは定期的に相談や情報交換をし、間接的に担任の姿をＥ男に伝えるように努めた。

校長は、Ｅ男が２年生の７月頃から、自ら週２回のペースで家庭訪問をした。まず、関係づくりから始め、家庭訪問しながら英語を教えるまでになった。Ｅ男の学力は高く、特に英語に興味をもっていた。養護教諭や校務技師がＥ男に会いに行くこともあった。

校務技師は地元の者であり、生徒の登校時刻には、校門付近の清掃をしながら生徒たちに声をかけるなど、日頃から生徒たちに積極的に関わっていた。Ｅ男のみならず多くの生徒が校務技師に親近感をもっていた。

１月の終わり頃、Ｅ男は、欠席日数を気にして「卒業できるのか、高校へ進学できるのか。」という不安を校長に伝えた。

(2)　解決志向型支援への転換

Ｅ男が中３になってからも校長の訪問指導は続いた。この間、Ｅ男の希望やペースを大切にし、気持ちを丸ごと受け止めるかかわりを大切にした。また、家族の「見守ってくれる、理解してくれる、信じてくれる。」と感じることのできるかかわりもＥ男にとって大きな支えとなった。

９月のある日の家庭訪問の時、Ｅ男が「高校受験はまだ間に合うだろうか。」とつぶやいた。校長は、「もちろん間に合うとも。応援するよ。」と素直な気持ちを伝えた。

11月になると、Ｅ男は、校門のところまで自転車で来るようになり、校長や養護教諭、校務技師が出迎えて握手する日が幾日か続いた。

やがて、Ｅ男は、校長室に入られるようになり、在校時間も延びていった。この頃になると担任とも会って話ができるようになり、空き時間に数学を教える関係にまでなっていった。

Ｅ男は以降、校長室登校を続け、卒業式の日まで毎日登校することができた。結果、Ｅ

男は、通信制課程の高校に進学し、自分のペースで学習しながら、５年間で卒業を果たした。

３　考　察

○　チーム編成をすることによって、チームが担任を支え、また、Ｅ男や家族を支えていったことは有効であった。

○　Ｅ男の心は様々に揺れ動いたが、終始Ｅ男の思いに添い、丸ごと受けとめることを大切にした校長のかかわりは有効であった。

○　進学についても、Ｅ男の意に添いながらの、柔軟に受け止める対応は評価できる。

（事例６）　体調不良で欠席が続く中、相談機関でのカウンセリングを通して自分を見つめ直し、進路変更したＦ子の例（高１）

１　状　況

Ｆ子は、中学３年生の時、他県から転校してきていた。転校前の学校ではいじめにあっていたので、父親の転勤で転校できることを喜んでいた。新たな学校生活に期待をもって転校したが、既に固定化していた友人関係の中に溶け込むことはできず、友達もできなかった。

しかし、高校入試に集中することで、その寂しさ、孤立感を乗り越えた。「高校へ入学したら今度こそ友人をつくってがんばろう。」と、希望に燃えて進学したが事態は変わらなかった。高校生活は予習・復習に追われる毎日で、親しい友達ができないままに日を重ねていった。

６月の試験が終わった頃から、始終お腹が張り、お腹が鳴ったりガスが漏れそうな気がして学習に集中できなくなった。教室の机に座っていることもできなくなり、たびたび体調不良を訴えて欠席するようになった。

家族にも担任や養護教諭等にも話せずに一人で悩み苦しんでいたが、度重なる欠席にＦ子を気遣った母親にやっと現状を訴えることができた。医者に行くと過敏性大腸症と診断され、「同じ年代にはよくあることなので気にせず登校するように。」と言われた。両親は登校を促し続けたが、朝、起き上がれなかったり、出かけようとしても玄関先でうずくまってしまう様子に、担任とも相談してゆっくり休ませることにした。

Ｆ子は担任が訪問しても会うことができず、家族ともあまり話そうとしないことから、担任は教育センターでの相談を勧め、通所による相談が始まった。担任は時々家庭訪問をしたり、教育センターに対応の在り方を相談したりしながら、本人との関係をつないでいった。

カウンセリングが深まる中で、Ｆ子はこれまでの自分自身をふり返り、新たな気持ちでより主体的に生きていきたいと考えるようになり、県外の単位制高校への進路変更を考え始めた。担任とも会えるようになり、相談しながら、自分の目でその学校を確かめるなど前向きに動き始めた。そして、３月末、希望する単位制高校に入学でき、新たな学校生活に向けて歩み出した。

２　対　　応

(1)　Ｆ子の体調不良は他人からは理解できにくいものであり、当初、家族も担任も欠席しがちな状況を気の緩みと考え叱咤激励していたが、本格的に欠席が続くようになり、病院受診後も状況が好転しないことから事態を深刻にとらえて対応するようになった。

(2)　本人とのコミュニケーションが取れないことから、担任が相談機関を紹介したが、本人はもちろん、対応に苦慮していた両親もカウンセリングを受けることに積極的であった。相談初回、「どうしたら学校に行くことができるのですか？」と真面目に尋ねる本人には不登校への自責の念が強く感じられたという。しかし、ゆっくり共に考えていくこととなり、カウンセリングの中で中学校でのいじめのことやそれ以後の友人関係のこと、今は人に会うのが怖くなっていること、そして兄弟で対応の違う両親への不満などを語り始めた。一方で不登校になってやっと自分のことを考えることができるようになったとも語り、回を重ねるごとに自分自身のことについて考えを深めていった。

この頃になると、転校当時、自分に優しく話しかけてくれた友だちもいたが、その時には、そう感じることができなかった、などと体験を客観的に語ることもあった。そして、自分自身を見つめる中で今後の自分の在り方についても考え始め、他県の単位制の高校案内を取り寄せるなど積極的な動きが見られるようになった。

両親もカウンセリングによりこれまで以上に本人に心を向け、本人の言葉に耳を傾けるようになり、単位制の公立高校への受験を希望するＦ子を支えていった。

(3)　家庭訪問した担任に会えるようになると、担任にも積極的に相談するようになり、担任はＦ子の希望する進路に関しての情報収集等に協力し、Ｆ子の歩みを支援していった。

３　考　　察

○　Ｆ子の不登校は、さまざまな要因が絡まっていると考えられた。友人関係での孤立感、家族関係の中での不満感、身体症状に現れるほどのストレスによる焦燥感や緊張感などでＦ子は自信をなくし、気力は乏しくなっていた。身体的な問題への対応だけでなく、心の安定や自信回復を支援するかかわりが必要であった。

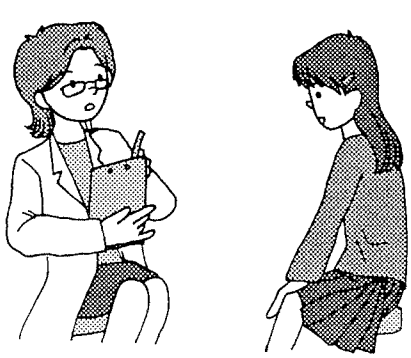

○　身体症状については、投薬治療することになったが、状況は好転していかなかった。誰にも心を開かないＦ子が心の安定や自信を回復していくには、一度安心して自分の心の中のさまざまな思いを他の者に話すことが大切と思われ、相談機関でカウンセリングを受けることが必要であった。カウンセリングの中でＦ子は、これまで一人で抱え込んでいたさまざまな思いを一つずつ語ることができたのである。語ることで自分の考えが整理でき、受けとめが変わったり、前向きに物事をとらえられたりするようになっていった。

一方、突然のＦ子の不登校に戸惑い、不安や焦燥感でいっぱいになり、Ｆ子を非難したり、責めたりせざるを得なかった両親へのカウンセリングも並行して行われ、これまでのＦ子へのかかわりを振り返った。そして、以降は徐々にＦ子と語り合ったり、相談したりするようになり、Ｆ子の気持ちに添った関わりをもつようになった。

Ｆ子にとってだけでなく、両親にとっても時間をかけて事態に向かえたことにより、Ｆ子の主体的な動きを待つことができたのである。

○　担任がＦ子とのつながりをもち続けたことは、Ｆ子にとっても両親にとっても情緒の安定を図ることになった。「あなたのことを、いつでも考えているよ。」と担任に思われていると感じ、見放されたという孤独感に陥ることもなく、安心して自分を見つめることができた。

（事例７）　進路に対する悩みで情緒不安定になり、担任の不用意な発言をきっかけに不登校の状態になったが、周囲の励ましと本人の努力で卒業したＧ男の事例（高３）

１　状　況

Ｇ男は、Ａ大学への進学をめざして高校へ進学した。まじめにコツコツと学習に取り組んでいたが、学年が進むにつれていくつかの科目に苦手意識を持つようになった。自ら進んで教科担任にアドバイスを求めて懸命に努力したが、２年次の後半になっても苦手科目の成績は思うように伸びず、「このままでは、めざすＡ大学に合格できないのではないか。」という不安を抱えるようになった。２年次最後の実力試験直前には、「緊張のため眠れない。どうしたらよいか。」と、養護教諭に相談することがあった。

３年次になり、いよいよ進学先を具体的に検討していくこととなった。年度当初の担任面接の際に、Ｇ男は「浪人してでも絶対にＡ大学へ進みたい。他の大学は嫌だ。」と述べた。しかし、保護者は、経済的な面からその希望には難色を示していた。

１学期半ばになって、Ｇ男は「親が自分の言うことを聞いてくれない。親を説得してくれ。」と担任に頼みこんできた。担任は、「保護者とよく相談しなさい。まだ受験まで半年以上あるのだから、しっかり勉強して力をつけなさい。」と励ました。

その後もＧ男は、何度か担任のもとを訪ねては同様な訴えを続けた。一方、家庭内でも進学先をめぐる親子の葛藤があり、保護者からは「Ｇ男のかたくなな気持ちがほぐせない。」という悩みが、度々担任に伝えられていた。

１学期末の面談時でも、Ｇ男の言葉はそれまでと同様であった。担任は思わず語調を強め、「自分の成績をよく考えろ。浪人しても合格できるかわからないし、親の気持ちも考えろ。もっと冷静になれ。」と言った。

面談の翌日Ｇ男は欠席し、以後は休みがちとなった。２学期からは全く登校しなくなり、出席時間数不足のため卒業することもできなかった。

２　対　　応

休みがちとなった頃から、担任は家庭訪問して保護者に面談時のやりとりを伝え、不用意で高圧的な物言いをしたことを謝罪した。幸い保護者の理解も得られ、Ｇ男の揺れ動く心を安定させるために学校と家庭とで協力することが確認された。Ｇ男の精神的負担を軽減するため、彼の希望を尊重することを担任と保護者とで伝えたが、情緒不安定となったＧ男の心には響かなかった。

２学期以降は、卒業に向けての支援を最優先することとなった。担任・学年部教員・養護教諭が交代で家庭訪問を続けた。何人かのクラスメートたちも家を訪れて励ましたり、定期試験前にはノートのコピーを届けたりしていた。しかし、Ｇ男は心を閉ざしたままで登校することはなく、卒業は無理な状況となった。それでも担任は、家庭訪問の度に進路についての相談に乗り、情報提供も他の生徒と変わらないように配慮した。こうした担任の努力により、Ｇ男は次第に担任の言葉に耳を傾け、心を開くようになった。

翌年度、２度目の高校３年生の生活が始まり、Ｇ男は始業式から登校してきた。学習がスムーズに進むように、新担任・学年主任・養護教諭・前担任らがチームを組んで、それぞれの立場から懸命の支援を続けた。

１学期半ばまでは、特に不安になる要素はなかったが、１学期末の進学先検討の時期になって、再び心の動揺をきたすことになった。大学進学の気持ちは強いが、この１年間を振り返ると学力の不安を拭えなかったのである。

２学期になると、成績面での不安がつのり欠席がちとなった。さらに、「同じ年の仲間が進学や就職をしているのに、自分だけがまだ高校生活を送っていることに耐えられない。」という思いも述べていた。保護者は、「何とか卒業を…。」という願いであった。

そのころから、クラス内で「Ｇさんを支えよう。」という機運が生まれ、就職が内定した生徒や大学に推薦合格した生徒が、声がけをしたり授業ノートのコピーを届けるなどして、Ｇ男を支えていった。Ｇ男も、教師やクラスメートたちの温かな励ましを素直に受け入れ、

卒業目指して登校するようになった。結局、特別授業を受けて不足した授業時間数を補い、追認定試験に合格して、卒業することができた。

3　考　察

本事例でまず指摘すべきことは、G男が在学する高等学校の教育相談体制が不十分であったことである。高校２年生から３年生にかけては、生徒の進路に対する悩みが大きくなってくる時期である。その悩みを受け止め、解消させていく教育相談体制の整備が求められる。

G男の抱える悩みをできるだけ早く受けとめ、教師と保護者がうまく連携しながら、それを共感的に受け止めることが必要であった。また、３年次で精神的に不安定な状態に陥ったG男にとっては、配慮の欠けた不用意な担任の言葉が衝撃的であった。担任としては、G男の気持ちを尊重しながらじっくりと時間をかけて話をし、彼が自分自身でよりよい選択ができるように支援すべきであった。

G男が不登校になってからは、担任だけに負担を強いることなく、学校内でチームが組まれ連携して対処している点が評価できる。また担任は、G男が知りたいと思っている進路情報も提示して、彼が「見捨てられた。」という思いにならないように気を配った。

もう一つ忘れてはならないことは、クラス集団の力である。G男を励ましそうというクラスメートの気持ちが本人にも伝わり、２年がかりの卒業を目指して彼は努力をすることができたのである。

教育相談の基本は、誰にでも相談できる体制や雰囲気である。担任のみならず担任以外の教員にも気軽に相談できたり、また、ピアサポートの考え方を生かした相談体制づくりを進めることも大切なことである。G男の場合も、早くからそのような機会を与えられていれば、状況が変わっていたと思われる。

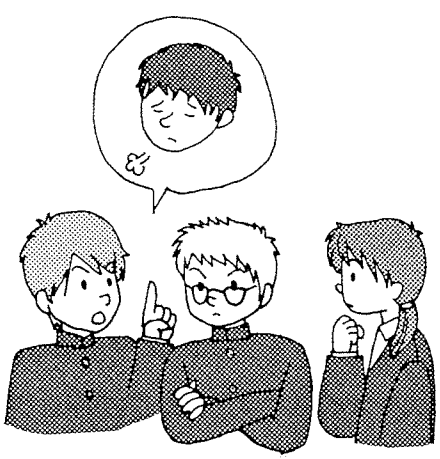

※　ピアサポート…同じ立場の同じ悩みをもっているだろう者同士が、支え合い助言し合う関係（Q11参照）

（事例８）　部活動の顧問との人間関係がきっかけで、高校生活に意欲がもてなくなったＨ男が、適応指導教室の相談員との関わりで再登校できるようになった事例（高３）

１　状　況

運動部に所属していた高校２年生のＨ男は、６月には練習に参加することは少なくなり、放課後は遊び仲間とともに行動する事が多くなった。２学期になると、喫煙や飲酒、その他の問題行動を起こすこともあり、登校日数も少なくなっていった。

Ｈ男は担任や部活顧問には「学校が面白くない。」と言うだけであった。学習のつまずきは少しあったが、運動が好きで一生懸命やっていた部活への意欲が失せてしまうほどの原因がどう考えても見当たらなかった。

保護者はＨ男の問題行動の度に来校を求められ、担任や生徒指導主事との話を重ねるたびに、自分の子育てについて自己嫌悪に陥るようになった。また、このままでは退学という結果しかないと思うようになっていった。

Ｈ男の状況を心配した保護者は、藁（わら）をもつかむ思いで適応指導教室に電話をした。適応指導教室については、Ｈ男が中学生の頃の他の保護者から情報を得ていた。

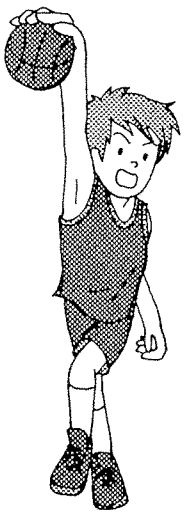

２　対　応

９月に保護者のみが適応指導教室の相談員のもとを訪れた。保護者の話は、以下の内容であった。

・このままの生活ではＨ男の将来が非常に心配である。
・本人に何をしてやっていいのか分からず苦しんでいる。
・周囲がどのように思っているのかいつも不安である。

保護者の不安や苦しみは想像以上であった。その後、２回の保護者の訪問があり、相談員は共感的に聴きながら、保護者との人間関係を構築するよう努めた。

10月にＨ男が初めて相談員のもとにやってきた。緊張と不安のためか、相談員の問いかけについて短く答えるだけで、積極的には話そうとしなかった。

２回目の相談では、やや緊張感がとれたのか、表情は１回目より穏やかであり少しずつ自分を語るようになった。その後も来室は続き、Ｈ男の思いは以下であることがわかった。

・運動は好きであり続けたいが、部活動顧問の厳しい言葉が本人の自尊心を強く傷つけている。
・友達はどんどん上達していくが、自分はそうでないことで自信がなくなっている。
・将来の進路が見いだせず、学習にも身が入らず、不安であること。

このような気持ちでH男は部活動や学級での居場所をなくし、問題行動を繰り返すグループとともに過ごしていた。

適応指導教室としては、H男や保護者の気持ちを学校に伝え、学校との連携を図りながら支援していく必要があると考えた。しかし、保護者は学校へ伝えることについて了承したが、H男は断固として拒否した。

12月になり、適応指導教室の相談員の粘り強い働きかけにより、どうにかH男の了解を得ることができた。相談員は校長にH男の気持ちを伝え、学校としての、取りわけ部活動における指導の在り方を考慮する必要があることを伝えた。校長は、H男の気持ちを傷つけ、自暴自棄になるほど追い込んだ指導のまずさを謝罪した。部活顧問は、もっと上達してほしいという願いから、厳しく接し「やめてしまえ！」という言葉を度々発し、深く傷つけてしまったことを反省し、不適切な言葉であり、励ましの言葉ではなかったと自戒した。

こうした学校側の対応のまずかったことについての反省は、H男と保護者に伝わり、H男が学校復帰する契機となった。

結局、部活動には復帰しなかったが、３年生となった現在、H男は卒業後の進路に向けて学校生活を送っている。不安定な気持ちになると、適応指導教室を今でも訪ねてくる。ただし、問題行動を起こすグループとは少しずつ縁が切れてきているが、誘いを断り切れない側面もある。H男の気持ちをさらに前向きにするために、さらなる支援が必要である。

３　考　　察

本事例のように、教師がよかれと思って、投げかけた厳しい言葉により、子どもが深く傷つくことがある。不登校に関する実態調査（平成５年度不登校生徒追跡調査報告書）によると、最初に学校を休み始めた直接のきっかけは、「教師との関係をめぐる問題」が「友人関係をめぐる問題」に次いで、第２位の31.4％（複数回答）である。

これについては、本人もしくは本人からそれを聞いた第三者が伝えない限り、分からない場合もある。この第三者となり得る存在として本事例の場合は適応指導教室の相談員であった。適応指導教室においてH男は、共感的にかかわってくれる相談員との良好な人間関係が築かれ、次第に心を許し本音を語った。そして、学校に伝えることを承諾したH男の決断は、自分のことに関心をもってくれる、大切にしてくれる、理解してくれる、愛してくれる相談員から得たものであると考えることができる。

H男はどうにか立ち直りつつあり、将来の進路に向けて努力しているところである。これは、学校と適応指導教室の連携により対応できた例であるが、しかしながら、大好きであった部活動には復帰できなかった。一度傷ついた心は、簡単には修復できないことを肝に銘ずる必要がある。

注）適応指導教室については、（Q27）を参照

不登校に関する相談機関等一覧表

【外来等相談窓口】

○市町村設置

名称	設置者	電話番号
安来市教育相談室	安来市教育委員会	0854-28-8112
松江市青少年相談室	松江市教育委員会	0852-32-0830
松江市青少年育成センター	松江市少年補導センター	0852-25-2583
教育相談室（美保関）	美保関町教育委員会	0852-72-3624
鹿島町教育委員会	鹿島町教育委員会	0852-82-3672
玉湯町教育委員会	玉湯町教育委員会	0852-62-9111
宍道町教育委員会教育：相談係	宍道町教育委員会	0852-66-0854
加茂町教育委員会	加茂町教育委員会	0854-49-8686
三刀屋町教育相談センター	三刀屋町教育委員会	0854-45-3033
赤来町役場	赤来町教育委員会	0854-76-2039
平田市立光人塾	平田市教育委員会	0853-63-5089
斐川町教育相談室（こすもす）	斐川町教育委員会	0853-72-7093
出雲市青少年指導センター	出雲市少年補導センター	0853-21-4444
教育相談室（佐田町）	佐田町教育委員会	0853-84-0019
湖陵町教育委員会	湖陵町教育委員会	0853-43-2480
大田市教育研修センター	大田市教育委員会	0854-82-6333
教育相談（邑智町）	邑智町教育委員会	0855-75-0327
石見町適応指導教室（竹の子学級）	石見町教育委員会	0855-95-0495
江津市教育委員会（教育相談室）	江津市教育委員会	0855-52-2501
浜田市教育委員会	浜田市教育委員会	0855-22-2612
益田市教育相談室	益田市教育委員会	0856-31-0628
どうご教育相談室	隠岐島後教育委員会	08512-2-5791

○県設置等

名称	設置者	電話番号
島根県立松江教育センター	島根県教育委員会	0852-22-5862
島根県立浜田教育センター	島根県教育委員会	0855-23-6784
島根大学教育学部附属教育臨床総合研究センター	島根大学	0852-32-6100
しまね臨床心理研究所	臨床心理士	0852-31-7071
児童相談所	島根県	(中央)0852-21-3168 (出雲)0853-21-0007 (浜田)0855-22-0178 (益田)0856-22-0083

【親の会】

名称	住所	代表者氏名	電話番号
松江不登校を考える（カタクリの会）	松江市国屋町565－4	吾郷　一二実	0852-26-5286
子どもと共に歩む	安来市荒島町1857－2	岩田　量子	0854-28-7433
こぶしの会	平田市平田町寺町1294	山崎　章子	0853-62-2770
実樹の会	出雲市大津町2010－1	日高　正智	0853-76-2728
赤来親の会	飯石郡赤来町下赤名2912の3	三原　敏子	0854-76-2728
子育てを考える会	簸川郡大社町杵築南1449－8	吉田　慶一	090-5378-2283
ひだまりの会	簸川郡斐川町荘原町712－3（荘原公民館）	須田　初恵	0853-72-3777
アットホームの会	大原郡木次町木次1012－1（青少年ホーム）	高尾　由美子	0853-21-9779（エスポワール出雲）
コスモス親の会	簸川郡斐川町直江町1231（斐川町教育相談室）	杉谷　仲男	0853-72-1839
夢の村親の会	大田市川合町川合1560	谷本　敦子	0854-82-2594
グループＰｉＰｉＰｉ	浜田市長沢町2128	桃木　陽子	0855-23-7268
みちくさ会	隠岐郡西郷町大字栄町1123	小川　尚美	08512-2-1977

【相談電話】

名称	設置者	電話番号
いじめ１１０番	島根県教育委員会	0120-874371 0120-779110
子どもと家庭電話相談室	島根県中央児童相談所	0120-258641
すこやか育児テレホン	島根県教育委員会（生涯学習課）	0852-32-5959

【適応指導教室】

名称	所管	電話番号
あすなろ教室	安来市教育委員会	0854-28-8112
ふれあい教室	松江市教育委員会	0852-32-0830
すずらん教室	出雲市教育委員会	0853-21-9991
平田市立光人塾	平田市教育委員会	0853-63-5089
梅っ子教室	三刀屋町教育委員会	0854-45-5176
山びこ学級	浜田市教育委員会	0855-22-7531
あすなろ教室	大田市教育委員会	0854-82-6333
たけのこ教室	石見町教育委員会	0855-95-1670
ふれあい学級	益田市教育委員会	0856-31-0628

【民間のフリースクール等】

名称	住所	電話番号
フリーダス	松江市砂子町209－3	0852-28-2827(昼間) 0852-26-5286(夜間)
スタディールーム大田フリースクール夢の村	大田市川合町川合1560	08548-2-2594
こども支援グループ　りべろ	浜田市朝日町107－3	0855-25-1515

不登校関連通知

〔平４.11.13　島教教687　各市町村教育委員会教育長、県立特殊教育諸学校長あて
島根県教育委員会教育長通知・別記より〕

◇ 登校拒否問題への対応について

（別記）

登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1　趣　旨

登校拒否児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2　出席扱いの要件

登校拒否児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、登校拒否児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1)　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2)　当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。このため、学校及び教育委員会においては、学校不適応対策調査研究協力者会議報告（平成４年３月13日）に別記として掲げられている「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3)　当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

3　指導要録の様式等について

上記の取扱いに伴い、平成３年３月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」で示した指導要録の様式等について、それぞれ別紙のように改めることとする。

（別紙）

小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の様式等について

平成３年３月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」の別紙第１から別紙第５までのⅡ記入上の注意のうち〔出欠の記録〕について、それぞれ次のように改める。

(1)　５のなお書きを次のように改める。

「なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合、及び登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受けそのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができること。」

(2)　７に次のなお書きを加える。

「なお、登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、「出席日数」の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した適応指導教室等の施設名を記入すること。」

(3)　なお、上記(1)及び(2)中「児童」とあるのは、別紙第２及び別紙第４にあっては「生徒」と、別紙第５にあっては「児童又は生徒」とする。

〔平５．４．９　島教教21　各市町村教育委員会教育長あて　島根県教育委員会教育長通知〕

◇ 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

このことについて、別添写しのとおり文部省初等中等教育局中学校課長から通知がありました。

登校拒否問題への対応につきましては、平成４年11月13日付け島教教第687号（平成４年９月24日付け文初中第330号）により通知したところですが、このたび、登校拒否児童生徒が公的機関等において長期にわたって相談・指導を受ける場合に、通所に要する交通費の負担の軽減を図るため、通学定期乗車券制度が適用されることになりました。

ついては、貴管下の小・中学校長に対して、このことを周知されるようお願いします。

（別添写し）

５初中第30号
平成５年３月19日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学長
国立久里浜養護学校長　殿

文部省初等中等教育局中学校課長
河上恭雄

登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について（通知）

登校拒否問題への対応については、平成４年９月24日付文初中第330号により学校及び教育

委員会の取組の充実、関係機関等との連携について一層の努力をお願いしたところですが、この中で、義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けるとき、それが学校復帰を前提とし、本人の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、その努力を学校として評価し、指導要録上出席扱いとすることができることとしたところです。

ところで、登校拒否の態様は様々であり、場合によっては、公的機関等において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられますが、このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置に関し、関係機関等と協議した結果、このたび別紙のとおり登校拒否児童生徒に対し通学定期乗車券制度が適用されることになりましたのでお知らせします。なお、都道府県教育委員会にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事部局及び国立大学にあっては、管下の学校に対して、このことを周知されるよう願います。

（別紙）

1　対象となる児童生徒

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が、「登校拒否問題への対応について」（平成４年９月24日付文初中第330号）に基づき、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした者とすること。

2　内容

上記１の登校拒否児童生徒が、相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乗車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

3　通学定期乗車券の発売手続き

(1)　鉄道については、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。

(2)　乗合バスについては、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。

(3)　具体的な手続きについては、必要に応じ各事業者に問い合せるなど事務処理に遺漏のないよう留意すること。なお、別添の東日本旅客鉄道株式会社の「実習用通学定期乗車券の取扱方等について」を参考とすること。

4　実施期日

本通知による通学定期乗車券制度の適用は、平成５年４月１日より実施されるものであること。

（別添）－省略

この『不登校対応の手引』の編集に当たっては、次の方に指導・助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

○　編集協力委員

中央児童相談所	永島正治
フリーダス（松江市）	木村衣月子
子ども支援グループ「りべろ」（浜田市）	中川一男
フリースクール夢の村（大田市）	谷本敦子
松江市立竹矢小学校	松井浩美
松江市立第二中学校	安達恭子
出雲市立第一中学校	白根玲子
松江南高等学校宍道分校	大西七恵
松江北高等学校（通信）	伊藤由美子
益田高等学校	奥　千鶴子
その他、スクールカウンセラー	

○　編集委員

松江教育センター教育相談課	繁浪啓子
松江教育センター教育相談課	五明田典子
浜田教育センター第２研修課	有福　保
松江教育事務所	山根貴史
出雲教育事務所	岩成英充
浜田教育事務所	柿田丈仁
益田教育事務所	矢冨達夫
西郷教育事務所	齋藤宏文
高校教育課	松田夏夫
高校教育課	井上健治
保健体育課	荊尾玲子
義務教育課	烏田政巳
義務教育課	伊藤成二

「不登校対応の手引」参考文献

・小学校生徒指導資料１集「児童の理解と指導」　文部省（昭和57年）

・「生徒指導のてびき」　文部省

（学校不適応対策調査研究協力者会議報告「登校拒否（不登校）問題について」

文部省初等中等教育局（平成４年３月））

・生徒指導資料　第22集「登校拒否問題への取組について－小学校・中学校－」

文部省（平成９年３月）

・「小・中・高・特学校学習指導要領解説　総則編，道徳編，特別活動編」

文部省（平成11・12年）

・「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成14年２月）

・「青少年の現状と施策」『平成13年版　青少年白書』内閣府編（平成13年７月）

・「教育課程審議会答申」（平成10年）

・児童相談所「業務概要」　平成14年度版

・６月刊　『生徒指導』　学事出版（2001.5）

・「指導援助に役立つスクールカウンセリング・ワークブック」

黒沢幸子著　金子書房（2002年）

・「教師のためのカウンセリングゼミナール」　菅野純　実務教育出版

・「教師のためのカウンセリングワークブック」　菅野純　金子書房（2001年）

・「教師のためのカウンセリングトレーニング」　菅野純

『児童心理』金子書房（2002年８，９，10月）

・「不登校に関する実態調査」　現代教育研究会（平成13年８月）

・「中学校・高等学校生徒指導の手引」　島根県教育委員会（1994）

・教師用指導資料「子どもの豊かな成長をめざして」　島根県教育委員会（平成６年３月）

・「県内公立小中学校における学校教育に関する意識調査」島根県教育委員会（平成12年２月）

・「小学校生徒指導の手引」　島根県教育委員会（平成13年３月）

・「中学校生徒指導の手引」　島根県教育委員会（平成14年３月 ）